

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

堀地 明

はじめに

小稿は清代北京の火災と国家による消防について論じるものである。筆者は一九九五年に発表した論文¹において、明末福州を中心とする火災発生状況と防火施設、及び防火行政について論じた。明末福州における消火は、火元に隣接した家屋を破壊し延焼を防止する破壊消火であり、用水消火は破壊消火の補助的手段であった。官方は冷舗と称する防火用の詰め所を設置していた。福州城では、冷舗に長鉄鈎・大麻繩等の破壊消火の器具を備えた。福州城では、消火用水として一〇家ごとに水缸・大桶に水を備えていた。しかし、消火器具と水桶は維持管理がなされず、防火機能は低下していた。都市防火施設として、火牆（防火用の塀）と火巷（防火用の通路）が設けられていた。福州における消防組織は二つあり、一つは冷舗に配属された徭役である總甲―小甲―火夫という系統であり、總甲等は夜間に城内を巡邏し、火災が発生し盜賊が出れば、督捕官と協力して治安維持にあたった。第二は正規軍である衛所の中に設けられた消火を専門とする軍隊・火軍（一五〇名）である。福州城においては、官設の防火設備と消防組織は弛緩しており、一五七七年から

一五七八年に福建巡撫龐尚鵬により、防火設備と消防組織が強化された。明末万曆年間の福州における防火は官治色が非常に濃厚であり、民間社会の消防活動が全く見られない。

明末一六世紀後半の官治色の強い都市消防組織は、一七世紀前半に中国本土支配を開始した清朝においても存続していた。その一方、清代には官治の破壊消火行う消防組織と異なる民間の消防組織が誕生した。一九九七年の高嶋航の研究は清代消防組織の変遷を明らかにしている。高嶋によれば、清代の民間消防組織は、「救火会」「水会」「水局」等と称し、官治消防組織にはない新型の消防器具である水龍（消防ポンプ）を具備し、用水消火で鎮火活動を展開した。水龍は明末に西洋から導入されたものである。一六七四年に天津の塩商が設立した同善救火会が民間消防組織の最初であり、以後天津では官府の支援も加わり、消防組織は一八世紀前半に二〇を数え、一九世紀中頃に三〇、一九二一年には約七〇と増加し続けた。天津や江蘇省常州府城では、民間消防組織は関廂と称する城壁の外の市街地で成立し、城内の商業地に拡大し、さらに近郊農村にまで拡大していった。また、上海では乱立していた救火会は一九〇八年に上海救火聯合会を結成し、民間消防組織の統合が進展した。民間消防組織を設立したのは、現役・退役の官僚と商人であり、都市の行政区域である坊・廂や宗族・ギルドを構成単位とし、その管理運営は董事・司月・司事が担当し、特に司事は水龍を操る龍夫を率いて消火活動にあたった。破壊消火から水龍を用いた用水消火へと消火技術が変化したことにより、消防の概念は変化し、治安維持を兼任していた消防組織は簡素化し、消火活動のみに専門化するようになった。これを促進したのは水龍の導入であった。しかし、水龍の消火機能は低度であり、火災の現場では消火作業を妨げることもあり、破壊消火による鎮火は清末まで継続して行われた。水龍は火災現場とは別の次元で信頼され普及し、神格化された²²⁾。

二〇〇二年の周允基・劉鳳雲の共作は、清代の消防組織は官府の巡城官兵と民間の水会の二つの系統から構成され、行政・軍事・消防が一体的に管理されていることが特徴であり、消火器具は水桶から水龍へと発展したと述べる。この共作において宮中の火班を除き、清代の官府には消火を専門に担当する部門が存在しないとする点は印象的である³⁾。

二〇〇三年に清代杭州の防火組織を論じた鄒怡によると、浙江省の省都杭州では地方政府が救火兵丁と官水桶を設置していた。地方政府による防火行政は人力と財力が限られ、火災が頻発し消防に十分対応することができなかった。そのため、地方政府は平時の防火行政を民間基層社会に委ね、民間力量を活用しようとした。その結果、清末に義民や救火集という民間救火組織が出現し、官方と民間の救火組織は相互に不足を補い、共同で杭州城の防火行政を担った。清末義和团事件以後に近代的警察である巡警が設けられると、巡警は巡邏時の火災発見と報知の職責を担った。火災後の被災者に対する救済も官府と民間が共同で行ったが、官員の捐資は将来の官途を確保しようとするものであった⁴⁾。鄒怡の研究は、清代において官辦の軍隊消防のみであったものが、清末に民間消防組織が出現し、巡警が防火機能を有することを明らかにしており、清代都市の消防組織を考察するさいに非常に示唆的である。二〇〇三年に張家玉・劉正剛の清末広州の火災と防火を論じた研究⁵⁾、二〇〇五年に侯宣傑の清代広西の都市消防に関する研究⁶⁾が公表され、各都市での火災と防火の研究が進展している。中国の諸研究が共通して指摘するのは、清初の消防組織は軍隊と保甲等の官治組織が担当していたが、清代中期に民間の消防組織が成立し、義和团事件後の二〇世紀初頭には巡警内に消防隊が成立することである。

明清両王朝の首都である北京の火災と防火の専論として、邱仲麟の研究がある。邱仲麟による

と、明代北京の火災史料一五九件の大部分が皇宮・廠庫・官衙であり、民宅火災の記録は非常に少なく、これは民間の大規模火災の事例が少ないためとする。邱仲麟は明代北京の火災発生の間と空間を詳細に論じ、火災と乾燥した気候・季節的強風との関連性を指摘している。北京では明代中後期以降に火災発生件数が増加し、規模も大きくなった。北京の火災は内城中軸線の両側で多発し、草場と火薬局がある坊区でも多かつた。すなわち、宮殿火災が最も多く、内府と皇家が用いる監廠と倉場がこれに次いだ。明代の消防組織は巡警を主としていた。火災発見の巡視は、監視小屋である京城内の巡更舖、及び皇城・紫禁城の城壁外の紅舖に配置された官員が捕盜・夜禁とともに担当した。防火消防は五城兵馬指揮が弓兵と火甲を統率して行った。京城には軍民各家には消火用水である水缸・木桶が設置され、巡更舖には麻塔・鉤索・水桶が置かれていた。紫禁城内の防火は民居よりも嚴重であり、大きな消火用水の水缸が配置された。紫禁城内では、宦官一〇〇余人を充当した淨軍が火災を巡視した。しかし、高さのある宮殿や城門・箭楼等の建築で火災が発生すると、当時の破壊消火の用具では消火することは困難あり、水桶での用水消火も水源の確保が容易ではなかった²⁷⁾。邱仲麟の研究は内城を中心とした行論で、外城の民居火災の状況は不明であるが、明代北京の火災と防火に関する豊富な知見を提供しており、非常に有益である。

清代北京の防火に関しては、紫禁城に関する研究が多い。劉宝健は紫禁城の防火器具・防火建築・防火機構について論じている。紫禁城では銅缸が三〇八口設けられ、西洋式の激桶（消火ポンプ）が製造使用されていた。防火用水は内禁水河と井戸から取水し、防火牆と風火檐が設けられていた。遅くとも康熙年間中期に防火班が設けられ、宮殿内の巡邏と消火を担当した²⁸⁾。紀天斌主編『故宮消防』には、史事録要として明清期の宮殿火災・防火組織・防火設備等の文章が収められて

いる⁹⁾。また、王銘珍の明清期皇宮の火災を論じた研究もある¹⁰⁾。

本稿では、最初に清代北京の空間構造と消防組織について概観する。次に火災発生状況を論じ、どのような組織が消火活動を展開していたのかを議論する。続いて、乾隆～道光年間の官治消防を考察する。さらに義和団事件後に設立された消防隊と新式警察である巡警の消防活動について論じる。清代北京の火災に関する史料は膨大であり、一個人が全て関連する史料を収集することは不可能である。本稿の統計的考察については、『中国火災大典』編輯委員会編『中国火災大典』（上海科技出版社、一九九七、上中下）に収録された史料を用いる。同書は中国公安部消防局と上海科技出版社の合作による総計六五〇〇頁の大部な書物であり、新石器時代から一九九四年までの歴代王朝・政権の火災史料・火災統計・歴代消防紀事・索引と附録の四つから構成される火災と消防の一火史料集である。清代に関しては、順治朝から宣統朝までの各朝代別に全国の史料を網羅し、その中でも首都北京の史料は相当の比重を占めている。収録されている清代の史料は実録・檔案・新聞・雑誌・筆記・日記等と多種多様であり、個人の収集作業では全てを閲覧することが不可能な規模と数量である。清代北京の火災を論じる上で、『中国火災大典』は軍機処録副奏摺・民政部消防隊の檔案史料を収録しているが、非常に貴重である。本稿では、『中国火災大典』上の清代部分の北京関連史料を使用整理し、筆者が収集した奏摺と新聞記事を主に用いる。ただし、『中国火災大典』に収録された史料には、火災消火に関する記録がないものも多数あり、該書を導きの糸として、主に奏摺と新聞記事から収集した史料より作成した「清代北京火災消火活動年表」を本文の末尾に付し、必要に応じて考察に用いる。

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

一 火災発生状況と消火者

表一は『中国火災大典』清代火災紀事より作成した。順治～同治年間（一六六四～一八七四）の二一〇年間と光緒～宣統年間（一八七五～一九一一）の三六年で時期を区分しているのは、典拠となる史料の性質が異なるためである。順治から同治の二一〇周年は実録・奏摺の官書が主であり、光緒～宣統の三六年は『申報』『大公報』等の新聞、及び檔案史料である。時代が下るほど、収集される火災記録は増加する。表一より清代北京における火災発生件数の趨勢を正確に考察することは困難であるが、順治～同治年間は皇城と内城の火災記録は多く、外城の記録は少ない。光緒～宣統年間には、平均すると毎年約九件の火災が発生している。外城の発生件数が最多であること、内城でも外城に次いで火災が多発していることが読み取れる。火災を記録する基準の相違があることは明かであり、光緒～宣統年間の数値が

表1. 清代北京の空間別火災発生件数

年号	西暦年	皇城	内城	外城	その他	計
順治-同治	1644-1874	30	19	27	15	91
光緒-宣統	1875-1911	17	108	166	26	317
計		47	127	193	41	408

『中国火災大典』（上海科技出版社、1997）清部分より作成。

表2. 清代北京の火災被害

年号	西暦年	宮殿・壇廟	官衙	寺廟	店舗・住宅	戦火
順治-同治	1644-1874	27	28	8	34	1
光緒-宣統	1875-1911	9	28	8	168	90
計		36	56	16	202	91

『中国火災大典』（上海科技出版社、1997）清部分より作成。

火災発生の実情を示していると思われる。表二は火災で燃えた建築物が判明するものを宮殿と壇廟・官衙・寺廟・店舗と住宅で示したものである。店舗と住宅が最多であることが確認できるが、官衙の火災も比較的多いことが読み取れる。表三は火災発生月が明らかになる三〇三件を月別に一覧にした。一～五月と一二月の六カ月間で二〇六件を数え、半年間に三分の二の火災が発生している。寒冷で強風が吹く一月から四月の件数は一五五件と多く、それとは対照的に六月から九月は四八件と少ない。

表四は『中国火災大典』所収の史料を主として、清代の京師で発生した火災を誰が鎮火したのか、すなわち消火者はどのような者かを一覧にしたものである。順治～同治年間の消火者は全て官兵ないしは官員であり、皇城では火班なる消防組織を確認することができる。また、侍衛が皇城・内城・外城で消火にあたっている。光緒～宣統年間の消火主体は各庁汲桶・消防隊・巡警などの官

表3. 清代北京の月別火災発生件数

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
33	41	39	42	28	13	6	13	16	27	21	23

『中国火災大典』（上海科技出版社、1997）清部分より作成。

表4. 清代北京の空間別消火者

	皇城	内城	外城
順治－同治年間 (1644－1874)	官兵・太監・火班・王大臣・侍衛・章京・司員	御前大臣・侍衛・戸部尚書・侍郎・歩軍統領	侍衛・巡城御史・副指揮使・司坊官役・營弁
光緒－宣統年間 (1875－1911)	内外城水会・歩軍統領・洋人水龍・消防隊	内外城水会・官庁救火兵丁・歩軍統領・各庁汲桶・地方官水龍・巡警・消防隊	内外城水会・各庁汲桶・巡警・消防隊

『中国火災大典』（上海科技出版社、1997）清部分を主として、他の史料を加えた。

治系統と内外城水会の民間組織に二分することができる。光緒～宣統年間における消火者は前時代に比して多様化しており、とくに水会が消火者として登場していることが注目される。水会は皇城・内城・外城の三空間で消火活動を行っている。また、消防隊の出現も注目される。清代北京の防火組織は、官兵・官員から民間の水会、さらには義和團事件以後に設けられて消防隊・巡警へと変遷していったと言える。

清代の北京城は北部の皇城が所在する内城と南部の外城から成り、満漢分居政策が実行されていた。内城は満人を主とする八旗が皇城の周囲を取り囲んで防御し、外城は漢人を主として回族等が居住していた。内城と外城は東西南北中の五城に区分され、五城―一〇坊（各城坊二）―舗という行政区分であったが、坊は単なる地名に過ぎなかった¹¹⁾。実際には、五城には内城を含まず、五城は専ら外城のみを指す地名として用いられた。五城の行政と治安維持は、都察院―五城巡城御史―五城兵馬司という職掌で管理されており、この機構が治安維持や貧民救済を担当した¹²⁾。また、北京城の警察機構として、歩軍統領衙門が設けられていた。歩軍統領衙門は城壁で囲まれた内外城内のみを管轄とするのではなく、郊区にまでその管轄が及んでいた¹³⁾。

これら各城の治安維持機構は北京の消防を担当していた。順治初年（一六四〇年代）に八旗内に火班が八処設けられた。各処の火班は満蒙漢三旗の都統ないしは副都統一名、参領以下の官一〇人、兵八〇名から構成され、八処で計七二八名である。火班は宿直し失火があると、都統等が半数の官兵四〇名を率いて鎮火に向かい、残りの半数は待機した。雍正八（一七三〇）年に内城での火災は旗分に応じた担当区域が定められ、東南は正藍旗と鑲白旗、西南は鑲藍旗と鑲紅旗、東北は鑲黄旗と正白旗、西北は正黄旗と正紅旗がそれぞれ担当し、皇城内は每翼二旗が担当することになっ

た。護軍は失火を発見すると、近くの八旗に報知した¹⁵⁾。外城の火災は司坊が甲捕に消火器具を持たせて消火にあたった¹⁶⁾。司坊を監督するのは都察院下の中東西南北各城の巡城御史であり、消火は巡城御史―司坊―甲捕という系統であった。城外の消火は、康熙三〇（一六九二）年に歩軍統領衙門が担当することになった¹⁶⁾。以上は会典に基づく考察であるが、次節では檔案（奏摺）を用いて消火活動を考察する。

二 乾隆―道光年間の内外城火災と官治消防

文末の清代北京火災消火活動年表に載せた康熙一八（一六七九）年から道光二三（一八四三）年までの火災消火記録は三八件である。城分は皇城四件、内城八件、城外を含む外城が二六件、朝代別では乾隆年間が二二件と最多である。以下では、内城と外城の事例を考察する。

内城火災の消火は歩軍統領の指揮下で行われていた。乾隆一八（一七五三）年九月一日に内城阜成門内の妙応寺（白塔寺）東の方丈寺の火災は妙応寺に延焼したが、歩軍統領舒赫徳が員弁を率いて消火し、工部左侍郎德爾敏も官員と匠夫を率いて消火にあたった¹⁷⁾。乾隆四一（一七七六）年一二月五日夜に内城西单牌楼北路東の山東民人が営む靴舗より出火した火災では、歩軍統領福隆安が右翼尉を帯同し官兵を統率して消火したが、二二間半を延焼した。官兵とは右翼四旗の八旗火班に属する兵士であり、歩軍統領の指揮下で火災鎮火に従事した¹⁸⁾。両翼翼尉と八旗官兵は内城での失火巡邏も担当していた。乾隆四六（一七八一）年三月一九日上諭で、三月上旬は温暖で水もあり強風が吹くわけではないのに、乾隆帝は一〇日の間に鬧市口と新街口で火災が二回発生したことを

問題視し、左右翼尉と官兵に巡邏を怠らないうちに命じた。この上諭を奉じた署歩軍統領英廉は京城内外の巡査は歩軍統領の専責であり、今後は左右両翼翼尉と八旗官兵にしっかりと巡邏させる¹⁹⁾と覆奏している。内城の巡邏による火災巡視と消火は、歩軍統領の専責であり、左右両翼翼尉と八旗官兵が担当していた。歩軍統領と両翼翼尉・八旗官兵の鎮火方法は破戒消火を主としていた。乾隆五五(一七九〇)年三月一七日、歩軍統領とその官員・両翼翼尉と八旗官兵は内城東四牌樓の山西民人が開設する乾果鋪の失火を消火したが、房屋四一間が灰燼に帰した。消火の際に官房五間・民房五間・柵欄一座が取り壊されているが、延焼の拡大を防止するためである²⁰⁾。清代北京火災消火活動年表の康熙―道光年間の三八件中、ほぼ半数の一八件が破壊消火となっている。

清代北京火災消火活動年表の外城における消火活動の記録は、宣武門・前門(正陽門)・崇文門の前三門の南側である三門外に限られ、その中でも中城に属する前門外に集中している。外城における火災消火は、都察院管轄下の巡城御史と巡城給事中が吏目からの火災発生報知を受け、司坊官と甲捕を率い、營兵も動員して鎮火にあたり、消火完了後に火元の所在地と店名等、焼失した房屋の間数と延焼間数、及び延焼防止のために破壊した房屋の間数、被災者の戸数を上奏するのが通例である。具体的な火災案件を提示して議論しよう。乾隆二二(一七五七)年二月二日早朝、巡視中城給事中立柱は兵馬指揮吳承信から前門外大柵欄路南の吳大絨糸鋪(毛糸店)より出火したとの稟報を受け、司坊と甲捕人役を率同して現場に駆けつけ、弁兵と協同して鎮火した。被災は焼失と延焼した鋪面・瓦房・灰棚が一五七間、取壊した房屋五〇間と甚大であった。立柱は巡城の職にある自身と当該地域の司坊官は防火を怠り、失火延焼させた咎があるので、刑部での取調べと処分

(議処)を請旨した²¹⁾。

乾隆三八（一七七三）年四月八日午前一時に、巡視中城監察御史豐盛額は吏目の稟報で中城深溝口西口の開成衣舗の爐火よりの失火を知り、司坊官を督率して現場へ赴き營弁とともに鎮火した。被害は旗房三間が焼失、取壊した房屋は一間であった。本火災は南城に延焼したため、その詳細は南城御史より上奏されたが、定例では焼失房屋が一〇間に満たない案件は奏報の必要はなつた²³⁾。南城への延焼は焼失房屋一三間、取壊し房屋が二間であり、巡視南城給事中凶薩布は本件を皇帝に奏報している²⁴⁾。

乾隆三八年四月八日の中城深溝口西口開成衣舗の失火より、巡城御史・巡城給事中が火災案件を奏報する基準の存在が予想できる。嘉慶年間と道光年間の事例を考察したい。嘉慶一一（一八〇六）年一月二日午後八時、巡視中城御史図翰は正陽門外打磨廠北路北の沈天成煙袋舗を火元とする失火を、司坊官役及び營員兵丁等と鎮火し、被害は焼失房屋三九間、取壊し二間、負傷者はなしであった。巡視中城御史は失火で房屋一一間以上が焼けると、營城官員は例として処分され、武官は歩軍統領が処分を行い、迅速に鎮火しなかつた正副指揮は請旨して刑部で議処されると述べている²⁵⁾。また、道光一一（一八三二）年一〇月に中城御史の覺羅明奎と孫善宝も、正陽門外布巷泰布店失火の鎮火報告の奏摺において、例として失火一一間以上の地方文武官は処分されるとし、鎮火に尽力しなかつた吏目汪淋の刑部での議処を請旨している²⁶⁾。

失火は犯罪であり、自己の房屋を焼いた者は答四〇、官民の房屋に延焼させた者は答五〇、人身を致傷させた者は杖一〇〇が科された。康熙九（一六七〇）年の議准では、官員が管轄する地方で火事が起き房屋を延焼させた場合は罰棒三ヶ月、公文書と倉廩に延焼した場合は罰棒一年と定められた。康熙一五（一六七六）年には、紫禁城内・倉庫・壇廟では喫煙は許されず、違反した文武官

員は革職、旗下人は枷号二ヶ月と鞭一〇〇、民人は責四〇板、流三千里とされた。一一間以上の規定は康熙二二（一六八三）年に議定されている。五城巡捕營に属する地方、すなわち外城の失火延焼が一一間から三〇間の場合、吏目・守備は罰棒九ヶ月、兵馬指揮・参将・遊撃は罰棒六ヶ月、巡城御史は罰棒三ヶ月とされ、三二間以上は科罪が増された。罰棒の期間は吏目・守備が最長で、巡城御史が最も短く、現場を担当する官吏ほど責任が重く問われた。康熙二三（一六八四）年の議定では、二〇〇間以上、四〇〇間以上、六〇〇間以上への科罪として降級が規定されている²⁶。火災と消火活動を記録した奏摺が新聞記事に比して少ない理由は、房屋の焼失延焼間数一〇間が科刑の基準となっているために、たとえ火災が発生したとしても、直ちに鎮火され、被害が一〇間以下であれば奏摺で報告しないためであろう。新聞記事にはこのような基準がないため、奏摺よりも多くの火災が記録されるのであり、実際の火災は奏摺の記録よりも多いと考えられる。

奏摺の火災記録は科罪認定のための記録であり、消火活動や防火設備についての具体的な記録は多くないが、以下に考察する事例は貴重なものである。京師で水桶・水銃・鈎鎌・麻搭などの消火機具が設置されていたのを最も古く確認できるのは雍正六（一七二八）年である。この年の正月の上諭において、雍正帝は各省城に対して京師にない救火器具を設置し防火につとめ、各衙門に水桶・水銃・鈎鎌・麻搭を備置するように命じている²⁷。乾隆六（一七四一）年に前門外の大柵欄でアンペラ小屋の戲館が火元になって一帯が灰燼に帰す大火災が発生した。消火が遅れた要因は消火用の水缸・水桶は設置してあるものの、井戸が少なく消火水が不足したことにあつた。そこで、兵科給事中呉元安は五城居民の各家門首に消火用の水桶を設置し、防火の一助とすることを乾隆帝に提案した。乾隆帝は歩軍統領と五城巡城が「妥議具奏」せよとの上諭を下した²⁸。歩軍統領と五城

御史は前三門の関廂街巷は各地からの商人が行き交っており、水缸水桶を増設すると、街道の交通を阻害するので実用的ではなく、消火用の水は護城河より取水し運搬すべきと、吳元安の提案を退けた。乾隆帝は歩軍統領の議に従い、各家の門首に水桶を増設することは実施されなかった²⁹。

道光二三（一八四三）年一月二〇日午前六時、前門外の鮮魚口小橋地方の聚興号乾果舗を火元とする火事が発生し、總甲より報知された巡視中城御史が吏目・正副指揮とともに火事場へ馳せ、参游・都守が弁兵を指揮して消火したが、鮮魚口の街路が狭隘で、火元の店舗が十字路に面していたため、周囲にたちまち延焼した。この火災の消火では井戸水を用いようとしたが、東南にある数口の井戸は火に阻まれ、容易に取水することができず、翌日の午前四時によく消し止めた。延焼房屋二三間、取壊した房屋二一間、焼死者一名という被害であった³⁰。京師では消火用水の配備は不十分なものであったと言えよう。

三 消防隊の創設と消火活動

第二章で論じた清代の官治消防組織が大きく改編されるのは、義和団事件以後のことであり、八国連合軍、とりわけでも日本陸軍の北京占領統治と密接に関連していた。本章では、京師における消防隊の創設とその消防活動について論じる。光緒二六（一九〇〇）年七月、日本軍は占領地域の治安維持のために軍事警察衙門を設立し、これが北京の西洋式警察である巡警の母体となった。ここでは、やや煩瑣であるが清末北京における警察機構の変遷を記す。光緒二七（一九〇一）年八月に義和団事件の和議が成立すると、慶親王は軍事警察衙門を改め、善後協巡総局を設置した。翌光

緒二八（一九〇二）年正月に善後協巡総局は工巡総局に改組された。光緒三一（一九〇五）年に全国の警察行政を司る巡警部が設置され、内城と外城の工巡総局は巡警部に隸属し、五城の司坊を外城工巡総局に改め、司坊を巡長に、練勇を巡捕とし、清初以来の五城巡城御史と司坊官は廃止された。光緒三一年一二月に巡警部は内外城工巡総局を内外城巡警総庁に改編した。警察管轄区が定められ、内城巡警総庁―分庁五（東西南北中）―分区二六（中分庁に六区、東西南北分庁に各五区が隸属）―巡警分所、外城は巡警総庁―分庁四（東西南北）―分区二〇（東西南北分庁は六区、南北両分庁は各四区が隸属）―巡警分所となった。光緒三二（一九〇六）年九月に巡警部は民政部に改組され、警察行政は民政部の所管となった。光緒三四（一九〇八）年三月、民政部は庁区の合併を行い、内城巡警総庁―三分庁（左右中）―一三区（中分庁三区、左右両庁各五区）、外城巡警総庁―左右二分庁―一〇区（左右両分庁各五区）と、区数は半減とされた。さらに宣統元（一九〇九）年正月に民政部は分庁を廃止し、内外城巡警総庁―区（内城一三、外城一〇）という警察区が定められ、同年八月には、内城二〇四、外城一三六の派出所が廃止された。宣統二（一九一〇）年九月に内城の一三区は一〇区（中一、二区・左一、四区、右一、四区）となった。下記の記述における巡警の庁区とは上述の警察管轄区を指している³¹⁾。

義和團事件以後の光緒二七（一九〇一）年、北京には、日本の軍事警察衙門の警察教育組織である警務教育所を改編し、巡警とその幹部を養成する警務学堂が設けられ、日本人の川島浪速が教習として警務学堂を監督した³²⁾。光緒二九（一九〇三）年七月、警務学堂に消防科が付設され、巡警長を選抜して訓練を施し、消防科の卒業生を消防隊に編制した。日本人が消防科の教習なり、消防技術を教授した。新設の消防隊は警務学堂に付属した軍隊組織であった。光緒三一（一九〇五）年

に消防隊は巡警部管轄下の組織となり、翌光緒三二（一九〇六）年に消防公所に改められ、民国二（一九一四）年二月に京師警察庁の下で消防公処となり、民国三（一九一五）年一〇月に消防公所は兵士六九〇人を六つの消防分隊に編設した³³。中国第一歴史檔案館架蔵の巡警部檔案を用いた江衛社の研究によれば、消防隊は警務学堂内に設けられ日本人教習より教育を受け、消火活動のみならず、巡邏・捕盜・保衛等の治安警察業務にも従事し、日々の業務報告や日常勤務の管理が非常に厳格であった³⁴。江衛社の研究は消防隊の教育と治安警察業務を論じるものの、本来の任務である消防に関する言及は少ない。先人の研究により、北京の消防隊が巡警の付属組織であり、その組織的変遷は理解できるが、その成立と消防科の教授内容、組織と隊員数、消火活動等は不明であり、詳しく考察を加えたい。

光緒二九（一九〇三）年三月、北京の消防隊が警務学堂内に創設された。消防隊は有事に対応可能な日本式の軍隊組織であり、巡警に属する機構であった。消防隊の全隊員数は一二五名、一中隊を編成し、中隊の下に三つの小隊が配置され、各小隊は小隊長一名、分隊長五名、喇叭手二名、消防兵三三名で構成された。これら以外に、中隊長一、分隊長一、機械工一、医生二が配属され、消防隊員は全て警務学堂内の兵舎に起臥した。機械工と医生以外の隊員は警務学堂の卒業生であり、小隊長・分隊長・分隊長兵は現職の巡警・巡捕長・巡捕等から、体格・読書・作文・口述等の試験により順次選抜採用し任用された。警務学堂消防科の在学期間は三年であり、軍事教練科目と消防教育科目を修めた。前者は学科一科目、術科一二科目、後者は表五に一覧にした。全三期（三年間）で一六科目、消防科心得から始まり、消防と警察に関連する学科、及び唧筒の操作法・消防器具操作法といった実技を修める。日本人が教習を務めているため、日本の消防諸規則・消防

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

組織・日本語も含まれている。警務学堂監督である川島浪速は消防隊を管理していたが、光緒三二（一九〇六）年に巡警部が消防隊を直接管理するようになり、光緒三二年四月二四日に消防隊は皇城西安門に移転した³⁵⁾。

光緒三〇（一九〇四）年、日露戦争勃発による城内警衛ため、消防隊は一〇日ずつ輪番で東華門内と崇文門内に一個小隊を配置し、各小隊は警務学堂内留宿が毎月一〇日以内に過ぎず、学科の学習が遅れ、第二期（第二年目）は光緒三二年（一九〇五）三月より始業となった。消防隊員の賞罰は警務学堂監督川島浪速の権限で行われ、免官処分案件は工巡総局に処理が委譲された。消防隊員の俸給と衣帽・靴・銃器等は工巡局より支給され、兵舎費は警務学堂が負担した。消防隊の最初の消火出動は、光緒三〇（一九〇四）年二月六日の東四牌楼南徳順興の失火であるが、光緒三〇年二月～三一年二月の消火出動は実習的なもので、厳密な出動区域は未定であり、出火地の遠近とその様子により出動するか否かを決めるという臨時的なものであった。消防器具は消防隊創立時に、警務学堂が日本の警視庁に依頼し、消防署監督下で東京の市原唧筒製造所製作の器具を購入した³⁶⁾。

より詳しくは、光緒三三（一九〇七）年に消防隊は頭号器筒

表5. 北京警務学堂における消防隊の消防教育科目

第1期	①消防官吏心得 ②消防操科 ③ドイツ式唧筒消防操典 ④日本型消防諸規則 ⑤消防実務法方 ⑥火災警察学
第2期	①日本消防組織とフランス・パリ消防事務組織の対比 ②警察法理 ③国際警察法大要 ④日本語
第3期	①建築警察と火災警察との関係 ②交通警察と消防との関係 ③蒸気機関取扱方法 ④消防署の構造方法と各国消防器具の種類、その効果説明 ⑤行政上の救済手段 ⑥日本語

清国駐屯司令部『北京誌』（博文堂、1908）384～386頁より作成。

(単価合銀三両、以下同) 一〇台・火鉤(銀七錢)・大水桶(銀七錢) 六・小水桶(銀七錢) 二〇・扁担(銀三錢) 一〇、費用計五九兩二錢で消防器具を購入している。また、唧筒三架を天津において日本商人加藤洋行から購入している³⁷⁾。宣統二(一九一〇)年に京師内外城に水龍頭(水道蛇口)が設けられ、自来水(水道水)の供給が開始されると、消防公所は大小四台の四輪車蒸気激筒(四輪車蒸気消火ポンプ)を市原唧筒製造所より購入した。蒸気激筒は排煙をあげながら、大火の消火で活躍した³⁸⁾。

宣統三(一九一一)年の辛亥革命後に、民政部は火災予防のため消防隊に対して、内城と外城に望火台一〇ヶ所を新設し、警鐘を増設するように命じた³⁹⁾。管見の限り、最も早い望火台の建設計画は宣統三(一九一一)年二月の西四牌楼に設置が計画された望火台であり、高さ四丈五尺(二三・五メートル)で西城一带を見渡すことが可能で、費用は銀二九〇両、宣統三年一〇月の記録から設置されたと考えられる⁴⁰⁾。民国五(一九一六)年には、警鐘台は絨糸胡同(皇城內を監視)・東四牌楼(内城東半部)・西四牌楼(内城西半部)・崇文門外檄欖市(外城東半部)・宣武門外五道廟(外城西半部)の五ヶ所に設置されていた⁴¹⁾。

中国第一歴史檔案館が架蔵する巡警部の光緒三三(一九〇六)年八月の檔案によると、消防隊の官制は消防隊統帶官一名が責任者、幫帶官一名が補佐、以下は隊長・分隊長・隊兵一八三名で分任巡邏していると記され、消防隊の隊長は消防隊統帶官と称された⁴²⁾。巡警部檔案には、版心に「警務学堂消防隊」と記された用箋に隊長を含む消防隊員四七名の氏名・年齢・旗分と階級が記された消防隊員履歷冊ともいべき檔冊がある。入隊時期は光緒二九(一九〇三)年七月一六日が四二名、光緒三〇年が四名、光緒三一年が一名であり、消防隊創設期の隊員の出自が判明する。年齢は

平均二七・四歳、最年長が三二歳、最年少が二二歳である。隊員は全員が旗人で、民族は満洲二七人、蒙古九人、漢人九人であり、階級は技勇兵一九、馬甲七、前鋒四、護軍二、驍騎校一、筆帖式一、養育兵一、幼丁一、閑散二であり、技勇兵が最多を占めている。警務学堂の履修歴は、二七歳の隊長のみが高等科卒業、初等科卒業は三二名、中等科入学者が一〇である。この消防隊員履修歴より、創設期の消防隊は技勇兵を中心とする二十歳代の満蒙漢の旗人で、警務学堂での履修経験者より選抜されたことが確認できる⁴³⁾。技勇兵とは、各旗より選抜され、技芸場で鳥槍・長槍・腰刀・弓箭の教練を受ける兵士である⁴⁴⁾。咸豊二一（一八六一）年に技勇兵は歩軍統領衙門に所属し、皇城内と内城で夜間巡邏に充当し、盜賊・アヘン吸引・賭博の取り締まりを担当していた⁴⁵⁾。技勇兵が消防隊員に選抜されたのは、もともと夜禁に充当し警察業務の経験があるためと想定される。

警務学堂の消防隊において、消防教育を担当したのは日本人教習であった。民政部檔案には、警務学堂が巡警部から民政部に移管された時、消防隊より民政部に日本人教習との契約延長を願い出した申請文がある。その申請文によると、染川豊彦は監獄学と消防警察法を、浅井新太郎は監獄学の翻訳と消防警察を、金子信貫は算学と練隊を教授していた。染川と浅井の担当する消防警察は他に代替者がなく、契約更新は早期になされるべきとされており、消防教育が兩名によって実施されていたのは確実である。日本の記録では、染川の日本での官職は警視庁消防機関士兼警部兼技手であり、警務学堂では消防隊教授と消防事業の管理を担当した。同様に浅井は陸軍判任通訳であるが、担当する教授内容が不明であり、金子は陸軍歩兵軍曹で消防隊と学生の操練（軍事教練）の教授を任じていた。日中双方の史料を総合すると、消防教育と消防管理を教授していたのは染川豊彦

(一九〇三年四月着任、一九〇八年離任)であると考えられる。染川は『火災予防と消防』(消防新聞社、一九一八、東京)という著作がある近代的消防の専門家である⁽⁴⁶⁾。これより、清末北京における専門的な消防組織は日本の近代消防組織が模範となっていたことは相違なからう。

光緒三二(一九〇六)年、消防隊幫統官英普は消防隊の拡充を求め稟文を巡警部尚書に提出した。その大要を記す。消防隊が設けられて三年間になるが、経費と専員の不足のため、消防隊は人員を拡充することができなかった。光緒三十一年に消防隊は巡警部の管轄となり、専員不足は解消されたが、今こそ火災警察を拡張すべき時である。現在、消防公所が消防に責任を負い、公所は内城の中庁に所在しているが、中庁域内の火災対応に不十分であり、内城の東西南北各庁と外城を含めると、現在の人員では消火活動には不足し、消防隊一隊では広い京城と密集する房舎を全て保護することは不可能であり、次の拡充整備策を提案している。

拡充整備の第一は、内外城に消防分遣所八を設置し、消防器具を配備し隊員を増員する。分遣所は巡警管轄区各分庁の交通便利な民間の房屋を租賃する。八つの分遣所に分隊長三名と隊兵三〇名、唧筒一台を配置し、別に隊長二名と総長二名を設け、内外城の各四区を監督する。第二に消防隊の人員を増員する。現有三名の隊長を五名増員し計八名に、現有一名の総長を五名増員し六名に、現有一七名の分隊長を二九名増員し四六名に、現有一五八名の隊兵を二五八名増員し四一六名に、現有一七九名の長兵を三〇一名増員し四八〇名にし、各分遣所に唧筒一台と付属品を配備する。第三は消防公所の人員配置と分遣所の関係についてである。消防公所は各分遣所を管理する機関であり、公所には隊長二名、分隊総長一名、分隊長八名、兵八〇名を配置し、公所の辦事員として消防・水利調査を担当する。第四は電話専用回線による報知連絡体制の構築である。これは日

本の消防隊の非常報知機にならない、専用の電話回線を設置し、火警があれば直ちに連絡し火事場に急行する。この稟文の批示は「閱」であり⁽⁴⁷⁾、以下では拡充整備の結果について追跡する。また、光緒三二年九月に外城巡警総庁から、内城の消防隊の設立効果は高いので、嚴冬期の防火強化のため、内城にならない外城にも消防隊を設置する要請がなされた⁽⁴⁸⁾。

しかしながら、光緒三二年の整備拡充案は原案通りに認められなかった。光緒三三（一九〇七）年二月の消防隊統帶官于秉良と幫統官英普の連名による申請によると、内城に分遣隊二、外城に分遣隊一を設け、毎隊三〇人、合計九〇人の増兵は確認できるが、内外城各庁計八所の分遣隊設置は実現しなかった。巡警部の消防分遣隊増設の目的は消防よりも地方防衛にあり、外城の分遣隊は協営の管轄下に属した。増設された内城の分遣隊二隊も一隊に再編され、消防公所の原有兵は分遣隊に分かれて帰属し、増兵された九〇名の兵士とともに二中隊に編成された。さらに一二〇名の増兵が行われ、光緒三二年三月一日に一〇五名が就役する予定であり、その後に残り一五名の就役を待つことになっていた⁽⁴⁹⁾。

光緒三四（一九〇八）年三月一日に巡警の巡隊から分隊長一〇名と隊兵一〇〇人が消防隊に配属替えされた。この一一〇名は巡警総庁に所属し、消防技能を未修得であり、消防公所が数箇月後に再考査を行い、消防隊に留用するかを決定することとされた。これは内城の消防隊の増員であり、内城に設置される望楼と警鐘の任に付くことが見込まれていた⁽⁵⁰⁾。光緒三四年二月に外城巡警総庁は制度改変により巡官・長兵四〇〇名が余剩人員として整理の対象となった。この内一〇〇名を選抜して消防隊に所属させ、消防技能を修得させた後、外城に常駐させ消防と保衛に資することとなった⁽⁵¹⁾。さらに、消防隊は光緒三四年一二月一五日締め切りで、年齢一七歳から二五歳、身長五

尺二寸から五尺七寸、健壯で学力のある者の募集を行っている⁽⁵²⁾。以上のような人員拡充の結果、宣統元年七月には消防隊は七中隊から編成される大規模なものになった。消防公所は増員の兵丁に対する軍事教練と消防教育を高等巡警学堂教科監督事務の川島浪速に担当させるように民政部に要請しており、消防教育における川島の存在は大きなものであった⁽⁵³⁾。

消防隊は増員がはかられたものの、内城内の一箇所に駐留するのみで、広大で多くの人口を擁する京師で火事が発生しても、出火情報を迅速に掌握して素早く対応することは不可能であり、さらに分遣隊を増設する必要があった。民政部檔案で消防分遣隊の設置が確認できるのは、光緒三三(二九〇七)年四月一六日に設置予定の花園什錦(内城東西北)と宣統元年七月九日設置の煤市街路西(外城前門外)であり⁽⁵⁴⁾、分遣隊は光緒三三年以降に設けられた。文末の清代北京火災消火活動年表より、消防公所駐宏興寺分遣隊(宣統元年六月一八日、内城朝陽門内)・煤市街消防分遣隊(宣統二年一月一日、外城前門外)・東直門消防分遣隊(宣統二年三月一八日、内城東直門内)・外城消防分遣隊(宣統二年一〇月二八日)・甘井胡同消防分遣隊(外城前門外)と河泊消防分遣隊(ともに宣統三年七月七日、後者は地点不祥)・灯市口消防分遣隊(宣統三年九月一〇日、内城)と、宣統元年以降に六つの消防分遣隊が確認でき、消防公所(消防隊)―消防分遣隊として消防機能⁽⁵⁵⁾が拡大された。

続いて清代北京火災消火活動年表より、各消防分遣隊の消火地点を以下に列挙する。什景花園消防分遣隊が東四(光緒三四年三月二日)と西堂子(光緒三四三月三日)、宏興寺分遣所が東四(宣統元年閏二月二八日)、東直門消防分遣隊が東四(宣統元年六月一八日)と東単(宣統三年三月一二日)、及び鼓樓(宣統二年三月一八日)、西四牌樓北新街口(宣統二年六月二八日)、煤市街消

防分遣隊が前門外（宣統二年一月一日）と広安門大街（三月二二日）、外城消防分遣隊が西單（宣統二年一〇月二三日）、甘井消防分遣隊と河泊消防分遣隊が前門外（宣統三年七月七日）、灯市口消防分遣隊が東四（宣統三年九月一〇日）と崇文門内（宣統三年九月二六日）となる。東直門消防分遣隊の西四牌樓北新街口消火を除き、消防分遣隊の出動範囲は分遣隊設置点周辺である。

電話回線による報知体制の構築が提起されていたことは先述したが、消防隊の火災報知には、當時としては最先端の通信手段である電話が使用された。筆者が閲覧した巡警部檔案の光緒三二（二九〇六）年三月八日から八月までの消防隊の消火記録一二件中、電・電信を用いて消防隊が巡警部に火災発生を報知している事例が七件ある⁵⁵。二つの例を挙げてみたい。光緒三二年八月八日午後二時三〇分、衛兵歩哨は東長安牌樓北鐵路公司樓前德成永木廠の失火による煙を発見し、探兵が火事場に急行し、火がすでに鎮火していたことを確認した後、村井洋行の電話を借用して消防隊にその旨報告している⁵⁶。光緒三二年九月一六日一七時の天壇火災では、消防隊は内城巡警総庁よりの連絡を接電し、探兵を天壇に派遣し、外城巡警総庁とも協力して消火出動した⁵⁷。後出する消防公所火災報告表と外城巡警総庁の申報失慎情形においては、消防公所（消防隊）への火災報知手段は全て電話である。

しかし、出火情報の伝達方法に問題があった。城内の各巡警庁区に配置された巡警は火災を発見すると、当該の区に報知し、区から庁へ、庁から総庁へと積み上げ式に伝達され、ようやく総庁から電話で消防隊に火災情報が届き、消防隊が消火に着手するまでに時間がかかった。光緒三三（二九〇七）年四月三日午後六時一五分に起こった前門外の万安棧失火の情報が消防隊に報知されたのは七時四五分であり、火災現場に急行したが、火はすでに消えていた。消防隊は民政部に対し

て、巡警区で火災を発見した場合は、消防隊まで直接に電知するように要請し、民政部は同意した⁽⁵⁸⁾。

民政部檔案中には、光緒三四（一九〇八）年二月二三日から民国元年四月一日までの消防公所火災報告表と題する記録が五七件あり⁽⁵⁹⁾、消防隊の消火活動の一端をうかがい知ることができる。火災報告表は、内城の消火記録が三九件、外城の消火記録が一八件であり、内城の消火活動が外城を上回っている。一度の消火活動で出動する消防隊の人数は最多で二〇八人、最少で三〇人であり、平均すると一〇〇人となり、消火に従事する隊員の人数は多い。出火時刻から消防隊が火災現場までの距離を平均すると三里（一・二キロメートル）であり、消防隊の守備範囲は一キロメートル前後となる。出火から火災発見、消防隊への報知と火災現場に到着するまでの所要時間は平均三五分という数値が得られるが、これは火災発見の遅れも考慮すると、迅速な到着所要時間と言えよう。消火時の用水について、水利という項目があり、火災現場からの取水地までの距離がメートルで記され、「甚足」「頓足」などと水量が記録されている。「覓井（井戸を探す）」という書き込みもある。宣統二年三月一〇日の火災報告表を最初に、自来水（水道水）の使用が見られ、これ以降に内城の消火で一一例、外城で六例の自来水の使用を数えられる。これらより、消火用水は井戸水が使用され、次いで自来水も使用された。

消防公所が光緒三四年三月一〇日の前門外の大柵欄路東陸軍部主事慶雲宅失火の消火を報告した例によると、報告項目として、発火時刻・発火地の戸主・報知時刻・消防隊の出動と現場到着時刻・火事場と消防公所分遣所との距離・消火水供給源と火場との距離・風位風勢・噴水程度・全半焼と焼傷人数等の被災状況・失火原因・消防隊の帰隊時刻、消火器具の使用状況（唧筒二、消火葉

機水管人力車一、吸管四、水管四、布質大小水盛五〇、長短斧四〇把、灯八、旗子)、従事した消火隊の人数隊長以下一一九名⁽⁶⁰⁾と、極めて詳細な記録が残されている。これらの消火活動記録は「消防公所日報表」にまとめられ、例えば宣統元(一九〇九)年三月二〇日には消防隊の統帯官以下各階級の兵士七五二人が消火出動したことが分かる⁽⁶¹⁾。

辛亥革命以後、消防公所は幾度か改組されながら存続していった。民国二(一九一四)年二月に消防公所は京師警察庁に属する消防処に改組され、六つの分隊、長兵の定員六九八人の組織となり、民国一六(一九二八)年二月には、長兵の定員は四六一名に減少した。北京政府が消滅した後の民国一七(一九二八)年八月に公安局の改組にともない、消防処は消防隊となり、民国一八(一九二九)年一月には三分隊、定員三五三人となった⁽⁶²⁾。

四 巡警の消火活動

消防公所火災報告表は消防公所の火災鎮火記録であるが、消防隊が全ての火災を鎮火していたわけではなかった。文末の清代北京火災消火活動年表の光緒三二(一九〇六)年以降の火災消火活動記録を見ると、消防隊とともに内外城巡警總庁・巡官・長警による消火活動も多数展開されており、内外城巡警總庁・巡官・長警は単独で、もしくは消防隊や水会と共同して火災を鎮火している⁽⁶³⁾。民政部檔案中には、外城巡警總庁の申報失慎情形と題する記録が五〇件(光緒三二年一〇月〜光緒三四年四月、二一—〇五四三に分類)ある。この記録より、外城での消火主体は水会と消防隊の共同消火が一八件と最多で、次いで水会の単独消火が一七件、巡警が一一件、消防隊の単独消火が一

件となり、消防公所火災報告表とは異なる数値が得られる。少なくとも、外城では官設の消防隊と民間の水会が共同して鎮火活動を展開しており、水会が行う消火活動も大きな比重を占め、巡警も火災消火で一定の役割を果たしていた。

内外城巡警総庁の光緒三三（一九〇七）年一二月の章程第二条第三項には、「關於火災消防召集彈压之事」と明記されており、火災消火は護衛・治安・世俗とともに、巡警の職務であった⁶⁴。北京警務学堂の初等科警察法講義録には、「巡捕救火規矩」と題した一節があり、警務学堂で巡警が消防教育を受けていた内容の一端を知り得る。その内容は、火災発見と衙門への報知・各住居の門牌（表札）を利用した出火地点の確定（第四九款）から講義が始まっている。続いて、鎮火時の巡捕による火災現場の管理統制、すなわち街道口と胡同口の守備と匪類・火事場泥棒・見物人の現場への進入禁止・火災現場からの家財持ち出しと消火器具の搬入の統制・火事場での馬車使用禁止が述べられている（第五一款）。火災現場での子供・老人・病人等の弱者の保護、勅書・誥命・官員と兵役の執照・房契地契・売買字拋・官事文書・銀錢等の賑目・夫婦の婚書・家伝物件等の重要物件の搬出を巡警が援助すること（第五二款）が講じられる。巡警は徹底的に火種を根絶にし、衆人に巡警の存在を知らしめ（第五十款）、火種の根絶後に官長の命令を待ち火事場から退去することの強調（第五四款）で講義録は終わっている⁶⁵。このように巡警は消防教育を受けて消火活動に従事していた。

火災消火の活動にとって、火災現場での混雑は消火活動を妨げる大きな問題であった。建物が密集する外城では火災が発生すると、各衙門の兵隊と消防隊・水会の人夫、さらには罹災した家とそこから運び出された家財道具が行き交って混雑し、大騒ぎとなって道路を塞ぎ、巡警の消火活動は

困難であった⁽⁶⁶⁾。火事場の混雑と混乱をいかに統制するかは消火活動の成否に関わる問題であり、火事場を統制する規則の制定が求められていた。光緒三三（一九〇七）年二月に外城巡警庁は火場救護規則を民政部に申請し、同年八月に民政部は火場救護規則に批示を与え、内城と外城で試行されることになった⁽⁶⁷⁾。火場救護規則は全六章二十七条からなり、火場巡警細則全三条が付されている。本則の構成は第一章救衛（第一〜一〇条）・第二章報告（第一〜一三条）・第三章召集（第一四〜一五条）・第四章配置（第一六〜二一条）・第五章奨則（第二二〜二三条）・第六章罰則（第二四〜二七条）である。以下では、火場救護規則の内容を火災の出火と発見・報知、火事場への出動、火事場の統制、鎮火後報告の順で考察する。

見張りの巡警は火災を発見すると、笛を鳴らして火災発生を知らせ、近くの巡警が火災発生地を管轄する巡警区に報知する（二章⑪、⑫は第一一条を示す、以下同）。管区巡警は電話で分庁と総庁、内城の消防公所と電灯公司に報告する（二章⑬）。庁区巡警の巡官と巡長は勾叉と水具を携帯して火事場に急行する（三章⑭）。勾叉は破壊消火の用具であり、水具は用水消火で使用される。

火災現場に到着した巡官と巡長は胡同の街口と防火線に巡警一名を配置し、交通規制を行い、火事場から見物人を排除し、また火事場に車馬を進入させない措置をとる。火災現場では人混みを整理し、巡警は消防隊と水会が水龍等の消火器具を運搬し配備する空地を確保する。延焼防止のために、巡警が火元近隣の家屋を破壊する場合は、上官の命令が必要であり、自己判断での破壊消火は不可である（三章⑮）。破壊消火は鎮火後に取り壊した近隣居民の家屋補償費が生じる問題でもあり、このため上官の命令なくしては行えなかった消火方法であったと考えられる。出動する巡官・巡長・巡警の人数は、火災発生区と隣区を合わせて、通常時が三四名、大規模火災発生時が五三名

である（四章⑬）。

火災現場での活動は防衛・撲救・保護の三つである。防衛とは防火線を設置し車馬と見物人を火災現場に立ち入らせないことである。撲救とは、消火器具を用いるか、延焼防止のために火元周辺の家屋を除去する消火活動を指す。保護とは、被災者と搬出した家財を守ることである（一章①）。防火線は火元から四〇丈（約一二〇メートル）に設け、巡警が防衛と救護にあたり、防火線内の居住者・商店・官署職員・消防隊と水会以外は立ち入ることができない（一章①④）。宮城・壇廟・官庁・局所・学堂・公使館・教堂・外国人住居の出火時には、特別に巡警を配備し護衛にあたらせる（一章③）。出火後間もなくで消防隊と水会が未着の時は、巡官と巡長が巡警を指揮して消火活動を行う（一章⑤）。巡警は消防隊と水会の通路を確保するため、車馬と見物人が道路を塞がないように制御する（一章⑥）。巡警の消火活動は消防隊と水会の消火活動が円滑に行えるように準備し、消防隊と水会の消火活動を補助することである。水会は民間消防団であるが、官設の消防隊とともに消火活動を行う団体として、巡警に公認されていた。さらに、火災現場の治安維持も巡警の重要な職責であった。火場巡警細則第一条では、火災現場において、巡警は掠奪と窃盗を行う匪徒と拘摸スリを捕縛し、道に迷った子供・逃げ遅れた老幼婦女・男丁のいない居民・被災者で家財道具を運び出す者・官庁の文書冊籍を搬出する者を保護するように定められている。

巡警の各区では旗幟一枚を作成し、「謀序謀区」と大書する。各区の巡警は火災現場に到着すると、旗幟を立て上官の指揮に基づいて消火活動を行う（一章⑦）。これは周囲に官府による公的な消火活動が展開されることを示すためである。夜間時には、旗幟には標灯を掲げ（一章⑧）、防火線敷設の四〇丈内の門首に灯をつけ消火活動の便宜をはかる（一章⑨）。破壊消火である隔断法を

用いる時は、該区官は総庁・分庁の命令が必要である（一章^⑪）。火災鎮火後に、火災現場の巡警区は五時間以内に分庁に対して、出火と鎮火の時刻、出火先の住所・氏名・年齢・職業、出火の原因・消火の状況・全半焼の戸数・死傷者、巡警の消火従事者を報告する（一章^⑬）。これらの報告に基づいて、巡警には賞罰が与えられる（五章・六章）。

巡警が消防活動に関与したのは、治安監視ための立哨の稠密さにある。光緒三一（一九〇五）年の巡警部期における巡捕（職位最下位の警官、巡查）の人数は内外城あわせて約五〇〇〇人を数えた。交通量が多い前門外の大街には、一〇間（一八メートル）毎に巡捕一名が街道中央に立哨して道行く人を監視し、さらに二〇〜三〇間毎に巡捕長（巡查長）一名が配置され、交通量が少くない街道には五〇〜六〇間毎に一人の巡捕が配置されていた。巡捕の立哨する場所を守望所と称し、巡捕は一時間交代で立哨し、周囲に目を光らせたが、巡捕は街道を巡邏することなく立哨のみであった。巡捕長は巡捕三〜四名からなる巡邏隊を率いて数ヶ所の守望所を巡邏し、巡邏する巡捕が守望所の立哨を順次交代した。巡邏隊は夜間にも市中を巡邏した。京師内外城の荒地を除いた実質的な居住地域の面積が六四平方キロメートル（二方里、里は日本里で四キロメートル）であり、この中に五〇〇〇人の巡捕を配する治安監視の密度は高かった⁶⁸。

おわりに

清代北京の国家の行政機構としての消防組織は、皇城・内城・外城という都市空間によって異なっていた。皇城では、八旗から選抜された宮中火災を専門に担当する火班が設置されていた。内

城では、治安維持を担う歩軍統領が八旗からなる火班を統率して火災を消火した。外城では、外城の治安維持機構である五城巡城御史が消防行政を担っていた。正規軍である八旗の中に火軍が設けられてはいたが、消防行政は治安警察行政の一部であった。義和団事件以降の光緒新政において、新式の警察組織たる巡警と警察学校である巡警学堂が設置されたのに伴い、消防専門の行政機構である消防隊が成立した。消防隊は日本式の消防教育を受ける点で従来にない専門性を備えていたが、広大な京城の火災を全て消火していたわけではなかった。清朝は巡警にも消防を担当させた。巡警の街道における治安監視のための立哨の密度は高く、消防隊よりも火災を発見しやすかった。消防隊は義和団事件以後に新設された新しい消防専門組織であるが、巡警は光緒新政において五城巡城御史と司坊官を再編した組織であり、歴史的連続性が存在していた。清末北京においては、消防行政は警察行政の一部であった。小稿は内城と外城の官治消防を論じたが、宮中の火班については考察が及んでいない。また、清代北京火災消火活動年表には、民間消防組織である水会の消防活動が頻出するが、小稿では水会には何ら言及していない。宮中火班と水会については今後の重要な課題であり、別稿にて論じたい。

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

清代北京火災消火活動年表

年	月日時間	城別	火災発生地点	消火者・被災状況	出典
康熙一八 (一六七九)	二月三日 二時	皇城	紫禁城太和殿	御膳房から出火、後右門・中右門・西斜廊・正殿・東斜廊・中左門に延焼、一〇時に鎮火。	『康熙起居注』一 一四七〇頁
康熙三三 (一六八四)	三月一〇日	外城	前門外	民居失火、皇帝は内大臣侍衛を派遣し鎮火させる。	『聖祖実録』 一一四
乾隆七 (一七四二)	七月二二日 二時	外城	前門外大街東夾道小巷内の酒舗	失火、巡城御史・坊甲役人・歩軍統領・弁兵が消火、焼房三七五間、拆房五七間。	内〇九二五一五 一〇〇一
乾隆一八 (一七五三)	九月一日 二〇時	内城	妙応寺	雲寺の柴薪より失火	〇三一〇〇六九 一〇〇六
乾隆二一 (一七五六)	三月六日 二二時	外城	崇文門外喜雀胡同東口	歩軍統領舒赫徳が員弁を率いて消火、工部左侍郎德爾敏も在工官員と匠夫を率いて消火。	〇三一〇二八三 一〇三一
乾隆二二 (一七五七)	一二月二日 早朝	外城	前門外大柵欄南路、中城、吳大絨糸舗	草舗より失火、官房五四間を延焼、巡城御史が司坊官・甲捕官人を率いて消火、民房一二間を拆毀。	二二三八一六 一〇〇一
乾隆二八 (一七六三)	九月一八日 八時	外城	宣武門外爛麪胡同	舖面瓦房灰棚一五七間に延焼、巡城御史が司坊官・甲捕官人・弁兵を率いて消火、房屋五〇間を拆毀。	〇三一〇二八四 一〇一八
乾隆二七 (一七七二)	一月一七日 一八時	外城	中城楊竹斜街開羊角灯舗院内の蓆罩棚	茶舗内で失火、巡城御史が司坊官役・營弁と消火、房屋二一間を焼失、官房一間と民房四間を拆毀。	〇三一〇二八四 一〇五二
乾隆三三 (一七七七)	一月一七日 一八時	外城	海甸龍虎橋地方民人盧老兒蓆舗	巡城御史が司坊官と營弁を率いて消火、房屋二四間を焼失、房屋一間を拆毀。	故〇一五八七二
乾隆三八 (一七七三)	四月九日 一時	外城	中城深溝口西口の開成衣舗	坊副指揮・營將備と歩營・班協尉が兵役を率いて消火、房屋一間を焼き房五間を拆毀。巡視中城御史が司坊官を督率し營弁とともに消火、房屋三間を焼毀し、三間を拆毀。	故〇一八六三七 一〇三一〇二八五 一〇五八

堀 地 明

乾隆四〇 (二七七五)	年	四月二〇日 六時	城外	東直門外鉄塔地方民 人宅	巡視東城給事中が夫役を率いて消火、房 一七間を焼失、三間を拆毀。	〇三一〇二八六 一〇一〇
乾隆四一 (二七七六)	年	五月七日 八時	城外	鶴児胡同大雄巷闕帝 廟	巡視中城給事中が司坊官・營弁を率い消火、 殿宇等一六間を焼失、廟門三間を拆毀。	〇三一〇二八六 一〇一一
乾隆四三 (二七七八)	年	一二月五日 二二時	内城	西單牌樓北路東の山 東民人の靴舗内失火	歩軍統領が翼尉ともに右翼八旗火班官兵を 歩同して消火、房屋二二間半を延焼。	内〇二二六〇九 一〇〇〇一
乾隆四四 (二七七九)	年	三月三日 二〇時	城外	崇文門外瓜市路東の 民人獸医舗	巡視東監察御史が司坊官・營弁を率いて消 火、房屋二一間を焼失、一間を拆毀。	〇三一〇八七九 一〇三六
乾隆四五 (二七八〇)	年	五月二四日	城外	宣武門外米市胡同の 寓内耳房茶爐	各營將弁帶領兵丁が屋根より用水消火、房 屋九間を焼失。	故〇二〇一〇四
乾隆四八 (二七八三)	年	四月二四日 〇時	城外	前門外大街湿井胡同 の民人李万鑑竿子舗	巡視中城御史が司坊官・營弁とともに消火、民 房六九間を焼失。	故〇二三四二九
乾隆四九 (二七八四)	年	五月二一日	城外	前門外猪市口地方茶 舗	翼尉八旗三宮官兵が消火、西南風で東西に 延焼、城樓二座と前門牌坊に延焼。	故〇二七一七二
乾隆五〇 (二七八五)	年	三月三日 〇時	内城	正藍旗滿洲所管の閘 市口地方民人范二格 書舗	歩軍統領と左右翼尉八旗が消火、房八七間 を延焼、房二間を拆毀。	故〇二六四八七
乾隆五一 (二七八六)	年	六月一四日 午後	城外	前門外大街觀音寺胡 同の民人煙舗失火	衙門官兵と両翼翼尉・巡視御史・司坊官が 消火、旗民取租房二三間を焼失。	故〇三三〇九〇
乾隆五二 (二七八七)	年	九月七日 八時	城外	中城觀音寺前茶舗	巡視中城給事中が司坊官役・營弁を率いて 消火、民房二九間半を焼失。	〇三一〇八七九 一〇三九
乾隆五三 (二七八八)	年	五月一四日 午後	城外	前門外韓家潭中間の 広東提塘陳奉乾寓所	巡視御史が司坊官と營弁を率い消火、房屋 三間が焼失、房二間を拆毀。	故〇四〇三八二
乾隆五五 (二七九〇)	年	三月一七日 四時	内城	東四牌樓大街、山西 民人程永中乾果舗失 火	歩軍統領が両翼翼尉と八旗官兵を率い消火、 旗民取租房屋四一間を焼失、房一〇間・柵 欄一座を拆毀。	故〇四三一一五五

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

嘉慶一七 年 (一八二二)	嘉慶一六 年 (一八一七)	嘉慶一五 年 (一八一〇)	嘉慶一四 年 (一八〇七)	嘉慶一三 年 (一八〇六)	嘉慶一二 年 (一八〇五)	嘉慶一一 年 (一八〇四)	嘉慶一〇 年 (一八〇三)	嘉慶九 年 (一八〇二)	嘉慶八 年 (一八〇一)	嘉慶七 年 (一八〇〇)	嘉慶六 年 (一七九九)	嘉慶五 年 (一七八九)
三月二九日 夜	閏二月三日 夜	五月三日 夜	二月二三日 二二時	二月二日 二〇時	二月二日 午後	閏三月四日 六時	二月二五日 二〇時	二月一七日 一二時	二月二四日	一月一九日 一八時		
皇城	皇城	皇城	皇城	外城	内城	城外	外城	外城	内城	皇城		
刑部郎中の家より失火	紫禁城の炭倉失火	戸部四川司稿房失火	正藍旗漢軍地方民人煙鋪失火	前門外打磨廠北煙袋鋪失火	札親王府	東便門外の裕豊倉	崇文門外東利營民家	崇文門外蒜市口路东酒鋪	朝陽門内の旧太倉	文穎館		
歩軍統領・歩軍協尉・内務府郎中・八旗歩營官兵が上屋し用水消火、房屋八五間を焼失、紫禁城内に延焼。	護軍と火班兵丁が消火、禁門は開門せず。	護軍統領が消火。	歩軍統領と両翼翼尉が官兵を統率して鎮火、官庁五間・民房一間に延焼。	巡城御史が司坊官役を率い、營員兵丁とともに消火、房三九間を焼き、房二間を拆毀。	御前大臣が乾清門侍衛を統率し消火、王公大臣も消火。	歩軍統領は官員と両翼翼尉を帯同し消火。	巡城御史が司坊官員と兵丁を率い消火、房屋一間焼失、二間拆毀、焼死者一人。	巡城御史が甲捕を率いて鎮火、焼失拆毀した鋪面と官房は二三間。	歩軍統領は司員翼尉を率同し消火。	親王・王大臣と歩軍統領が官員と両翼翼尉官兵を率いて消火、西華門の門禁が厳しく開門せず。		
故〇四三三三三	〇三一四二二九	〇三一四	〇三一四四二	〇三一六〇〇	『仁宗実録』一八六	〇三一六〇二	〇三一三二二二	〇三一六〇五	〇三一六〇五	〇三一六〇五	〇三一六〇五	〇三一六〇五

堀 地 明

道光三 年 (一八三三)	四月二日 早朝	外城	崇文外の花見市民人 蔵舗	巡城御史が官兵を率いて消火、官房取租房 二三間と民房一八間を焼失、八間を拆毀。	〇三一二〇八一 一〇一六
道光一一 年 (一八三一)	一〇月一三日 二時	外城	前門外布巷泰布店	巡城御史が司坊官・営員を率いて消火、官 民房三四間を焼失、民房九間を拆毀。	〇三一二六一五 一〇四九
道光二三 年 (一八四三)	一月二〇日 六時	外城	前門外中城鮮魚口小 橋地方の聚興合乾果 舗	巡視中城工科給事中・正副指揮等が弁兵を 率い消火、井口が遠く取水に難、房屋二三 間延焼、房二一間拆毀、焼死者一名。	〇三一二八一二 一〇五五
光緒元 年 (一八七五)	五月一四日 午後 五月一五日 一時	皇城 内城	東安門内南地子の工 部門神庫 刑部山東司科房	八旗が消火、工部と順天府も消火。兵部は 五城水会を帯同しともに消火。	『申報』光緒一 六〇一三 六〇一四
光緒五 年 (一八七九)	一〇月二一日 二時	外城	崇文門外南城打磨廠 東頭路北の東興源荷 舗と文成堂書舗の棧 房	外城の各水会、特に南城新開路の水会が消 火にあたる。	『申報』光緒五 一〇〇二二
光緒六 年 (一八八〇)	四月三日 一八時 四月二一日 七時 九月二〇日 二一時 九月三〇日 四時 一〇月三日 二四時	外城 外城 外城 外城 城外 内城	崇文門外打磨廠 前門外李鉄拐斜街路 北同の義銭舗 驟馬市大街の某布店 東直門外六里荘の慶 豐磚窑場 前門内、戸部の河南 司	保大・普善等四城水局、花見市各酒店も酒 簗で用水消火。 水局が消火。 各水会と文武空役が消火。 各城水会は知らせを聞き消火に向かう。	『申報』光緒六 四〇一七 四〇二三 『申報』光緒六 一〇〇三 『申報』光緒六 一〇〇一 『申報』光緒六 一〇〇二 『申報』光緒六 一〇〇七
	一月二二日 六時	外城	前門外鮮魚口 煤舗	五城水龍が消火するが、舗面二〇余座、住 戸一〇數家が焼失。	『申報』光緒六 一一一四 一一一七

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

光緒七 年 (一八八二)	三月七日 一〇時	外城	前門外西月牆の同興 樓	水龍が消火するが大火事に、同興樓と步瀛 靴局等九家、茶葉舗等七家が焼失。	『申報』光緒七 三／一八
光緒八 年 (一八八三)	二月二一日 三時	外城	崇文門外花兒市大街 の蓆舗	花兒市大街の水会が消火。	『申報』光緒八 三／一四
光緒九 年 (一八八三)	三月一八日 二時	外城	宣武門外琉璃廠の宝 亨錢舗	琉璃廠土地祠に設けられた水会の水夫が水 龍を用いて消火。	『申報』光緒八 四／二
光緒一〇 年 (一八八四)	五月一日 二時	外城	崇文門外頭条胡同	各水会が全て集まり消火、無風で延焼せず 焼失は三家。	『申報』光緒九 五／八
光緒一〇 年 (一八八四)	一月二八日 午後	外城	前門外大柵欄西觀音 寺東口路の南水利茶 店	各処の激筒水会が次々に駆けつけて消火。	『申報』光緒一〇 二／一八
光緒一〇 年 (一八八四)	二月二一日 四時	外城	崇文門外喜鵲胡同の 隆盛薬行棧房	激筒水会が駆けつけ消火、房屋二〇余間焼 失。	『申報』光緒一〇 三／一
光緒一〇 年 (一八八四)	三月一五日 二二時	外城	崇文門外喜鵲胡同東 口の聚宝源烟店	各処の水会が駆けつけ消火。	『申報』光緒一〇 四／三
光緒一一 年 (一八八五)	閏五月三日 午後	外城	崇文門外打磨廠新開 路北口の興盛油昏舗	衆水会激筒が駆けつけ消火。	『申報』光緒一〇 閏五／一五
光緒一一 年 (一八八五)	一月二六日 夜	内城	崇文門内袂褙胡同の 後宅	祭酒府の中人と官庁救火兵丁が消火。	『申報』光緒一一 二／一七
光緒一一 年 (一八八五)	五月四日 夜	外城	宣武門外虎坊橋の某 客棧	水会の中人が消火。	『申報』光緒一一 五／一九
光緒一一 年 (一八八五)	一〇月五日 夕	内城	兵部職方司八旗科	堂司各官と歩軍統領衙門が派兵し消火、巻 宗が焼失。宿直の書吏を刑部に送交。	『申報』光緒一一 一〇／一六
光緒一一 年 (一八八五)	二月二日 二二時	内城	東直門南大廟街の某 炭廠	各官庁と守助約会が水桶消火、内屋五間を 拆去し火道を断つ。	『申報』光緒一一 一／二二
光緒一一 年 (一八八五)	二月一八日 夜	外城	前門外甘井胡同の有 新房一所	各城水会がそろって消火にあたる。	『申報』光緒一一 二／一九
光緒一一 年 (一八八五)	三月一日 夜	外城	宣武門外米市胡同口 の宏泰茶店	水会が急ぎ駆けつけ消火。	『申報』光緒一一 三／一四

堀 地 明

光緒一三 年 (一八八七)	五月七日 午後	外城	宣武門外虎坊橋の新 開草鋪	各処の水会が消火。	『申報』光緒一二 ／五／二〇
	五月二四日 白昼	外城	前門外半壁外西首の 某蠟燭店	各路の水会が迅速に消火し隣居へ延焼せず。	『申報』光緒一二 ／六／五
	三月五日 二二時	外城	宣武門外琉璃廠南鐵老 鶴廟胡同の聚興京報 房	水会が消火。	『申報』光緒一三 ／三／一七
	五月三日 六時	外城	前門外西河沿の鋪戸 三家	水会が護城河より取水し消火。	『申報』光緒一三 ／五／一四
	五月二六日 二二時	外城	宣武門大街の木廠・ 錢鋪	水会が護城河より取水し消火。	『申報』光緒一三 ／六／八
	八月二九日 二二時	内城	東直門大街天昌山貨 鋪	各庁汲桶で消火、東西隣房を拆毀し火路を 断つ。鋪の掌櫃を歩軍統領に送交。	『申報』光緒一三 ／九／一三
	一月五日 二二時	内城	東四牌樓史家胡同東 の首某府	各庁汲桶が知らせを聞き、駆けつけて消火、 朝七時に鎮火。	『申報』光緒一三 ／一／二三
光緒一四 年 (一八八八)	一月一〇日 晚	内城	阜成門内錦什坊街武 定侯東口外以南路の 西羊肉鋪	付近各庁汲桶が駆けつけ消火、房屋を拆去 し火路を断つ。火元人を解交懲辦。	『申報』光緒一四 ／二／七
	三月二日 午後	外城	前門外以西五道廟の 草鋪	警報を聞いた水会が一斉に現場へ行き鎮火。	『申報』光緒一四 ／三／一一
	二月一五日 二時	皇城	紫禁城太和門	王公大臣・官兵・一五の水会等が消火。	『申報』光緒一五 ／一／一四
光緒一五 年 (一八八九)	一月某日 二一時	外城	前門内高碑胡同の居 民宅	各汲桶が鎮火。火元人を解送究懲。	『申報』光緒一五 ／一／二二
	一月一七日 午後	外城	崇文門外以南石板胡 同悦来店の草堆	前門外の串羅が鳴り響き警報、各処の水会 が汲桶を急招き消火、房四〜五間を焼失。	『申報』光緒一五 ／二／八
	二月四日 八時	外城	前門外以東小橋地方 の德生堂戒烟藥鋪	各水局が消火、大事にいたらず。	『申報』光緒一五 ／二／一一
	二月二四日	外城	前門外以南三里河の 瑞蘭坊香蠟鋪	各水局が消火。	『申報』光緒一五 ／三／一

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

年	光緒一六 (一八九〇)		
二月二六日 午前	外城 前門大街以南東珠官所隣の全順蠟鋪	水会が汲桶で消火。	『申報』光緒一五 ／三／九
二月二六日 午後	外城 南横街の元通觀	施粥に用いる柴草より失火、水会が馳せ参じ消火。	『申報』光緒一五 ／三／九
三月一日	外城 前門外琉璃廠地方の富又堂書坊	安平水会が消火。	『申報』光緒一五 ／四／一一
四月一六日 夕	外城 崇文門外上四巷の各舖戸	各街巷の鑼が鳴り警報、各水局が直ちに消火、焼失一〇余家。	『申報』光緒一五 ／四／三〇
四月二八日 早朝	外城 前門外長巷頭巷の永隆長茶葉棧後院堆某	各街は一斉に半鐘を鳴らし警報、住民は汲桶の到着を待たず井戸水で消火、水会も消火。	『申報』光緒一五 ／五／一〇
五月四日 二四時	内城 阜成門内西四牌楼北報子胡同内路北の某宅厨房灯火	各官庁汲桶と地安門の水会が消火、厨房の包丁は提署に解送。	『申報』光緒一五 ／五／二六
五月五日 一四時	外城 前門外琉璃廠孫公園の張家と江西・安徽の會館	五城水会が消火。	『申報』光緒一五 ／五／一八
八月二四日 午前	皇城 天壇祈念殿に落雷	地方官弁・五城水会・太常寺官が鎮火にあたる。	『申報』光緒一五 ／九／四
八月二九日 晩	外城 前門外西珠市口牛角胡同口の外の某草料鋪	水会が駆けつけて消火、房屋三〇余間焼失。	『申報』光緒一五 ／九／一〇
九月二〇日 二四時	外城 崇文門外の抽分廠參府署	花兒市水会が消火、二〇余家が焼失。火元の舖主は官署に送交される。	『申報』光緒一五 ／一〇／四
一〇月六日 八時	外城 前門外花兒市大街の恒信和線店	警鑼が鳴り響き警報、水会が消火、一五家焼失。	『申報』光緒一五 ／一一／二
二月一〇日 一〇時	外城 前門外打磨廠西口北孝順胡同北口外東の煤鋪	各水会が駆けつけ鎮火、房屋七、八間を焼失。	『申報』光緒一六 ／二／二七
二月一八日 一八時	内城 東四牌楼北六条胡同外大街路西の永升杠房堆房	水会と各地面汲桶が鎮火、房屋を拆毀し火路を断つ。本城官庁が火元を北署に送交。	『申報』光緒一六 ／二／三〇

堀 地 明

光緒一七 (一八九二)	閏二月一日	外城	前門外桜桃斜街北首の某草鋪	警鑼四出で警報、各水会が全力で消火。	『申報』光緒一六 閏二／一四
	三月六日	外城	前門外廊房頭巷の漆鋪二家・首飾鋪の三家同時に出火	五城の各水局が用水消火。	『申報』光緒一六 ／三／一九
	三月十九日	内城	西直門内南小街口内半壁街路北の麟大人旧第	各官庁と水会汲桶が駆けつけ消火にあたる。火元人を衙署に送交。	『申報』光緒一六 ／四／六
	三月二十二日	外城	前門外肉市地方の有蒸食鋪	調理用油より発火、串鑼が響き警報、水会が消火。	『申報』光緒一六 ／四／一〇
	五月二日	内城	西四牌牌北新街路東の義和小器作	官庁と地安門水会激桶が消火、火元人は衙署に送交。	『申報』光緒一六 ／五／一四
	五月九日	外城	前門外以西壽寺街路西の合興當	警鑼四伝で警報、各水会が駆けつけ消火。	『申報』光緒一六 ／五／二三
	八月四日	外城	前門外潘家河沿路西の某宅	各水会が消火。	『申報』光緒一六 ／八／一六
	八月五日	外城	宣武門外西牌口南岸上向の冰窖	水会が消火。	『申報』光緒一六 ／八／一八
	九月四日	城外	德勝門外黑寺前の武会試の考試棚	各官兵が汲桶で消火、火路を断ち、水龍を用いて消火。	『申報』光緒一六 ／九／二一
	一〇月二八日	城外	京西三家店付近琉璃局地方の神機營火機器局	総辦が兵匠を率いて消火、水龍も使用。	『申報』光緒一六 ／二二／二
十一月二七日	内城	前門内東城根巾帽胡同南口外東偏路の北大興入参局	各庁汲桶が消火にあたる。	『申報』光緒一六 ／二二／一八	
一月四日	外城	前門外糧食店胡同の某顏料鋪	各水会が消火に駆けつける。	『申報』光緒一七 ／一／二五	
二月一六日	内城	宣武門内以西の西裕茶鋪	各庁汲桶が消火に駆けつける。茶鋪の鋪夥を衙署に送交。	『申報』光緒一七 ／二／一八	

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

光緒一八 二八九二 年	四月三日 二四時	内城	東安門外の粥鋪	各庁汲桶が消火に駆けつける。粥鋪の掌櫃を衙署に送交。	『申報』光緒一七 四／一七
	四月一〇日 二四時	内城	東四牌樓無量大胡同の某宅樓房	地方汲桶が駆けつけ消火。	『申報』光緒一七 四／二三
	四月一日 二時	内城	朝陽門内の太平倉	東城坎濟水会の紳董が駆けつけ消火。	『申報』光緒一七 五／一〇
	四月一五日 一四時	外城	宣武門外南下窪子の某柴草鋪	水会が消火。	『申報』光緒一七 四／二九
	七月二二日 夜	外城	前門外西珠市口大街 阡兒胡同外の長順乾 果店	各水会が警報を聞き齊集、水夫が水龍で消火。	『申報』光緒一七 八／二九
	八月二二日 夜	内城	東安門外大街路北の 三元羊肉鋪	各庁と同安水会の汲桶が駆けつけ消火。鋪夥は衙署に送交。	『申報』光緒一七 八／二五
	一〇月四日 二二時	外城	前門外排子胡同白衣巷の殿前三進	衆水局は警報を聞き水夫を集め水龍を担いで消火に赴き、鈎杆で隣居を拆毀し火路を断つ。	『申報』光緒一七 一〇／二四
	十一月一五日 一四時	内城	地安門外南鑼鼓巷の徐姓家内	各庁汲桶と水会水龍が消火に駆けつける。	『申報』光緒一七 一一／二三
	十一月一六日 二四時	内城	朝陽門内の海運倉	倉内吏員と各庁汲桶・水会が消火に駆けつける。花戸は刑部に送交される。	『申報』光緒一七 一一／二二
	十二月二七日	内城	西直門内三官廟胡同東の正黃旗掌檔領催崔文五宅	各大庁汲桶が消火に駆けつける。	『申報』光緒一八 一／二七
	三月一日 二時	外城	崇文門外南小市金山書院東北の某木廠	隣人が鳴鑼警報、各局水会が水龍より放水し消火、勇役が付近房屋を拆毀し火路を断つ。	『申報』光緒一八 三／二二
	三月一九日 夜	外城	前門外觀音寺前北の利源洋貨店後院空房	本街と大柵欄の水局が知らせを聞き、水夫を集め水龍を用いて消火。	『申報』光緒一八 四／一
	三月二〇日 二二時	内城	地安門内東板橋の某姓家	水会の水龍と各庁汲桶が消火、房屋を拆去し火道を断つ。	『申報』光緒一八 四／八

堀 地 明

		光緒一九 年(二八九三)		
九月四日 三時	外城	宣武門外驟馬市の小 安南營火神廟後院の 堆積乾草	驟馬市大街に串鑼警報、驟馬市大街与善水 局・琉璃廠安平水局・觀音寺公議水局・大 柵欄義善水局が消火。	『申報』光緒一八 九〇/一三
一〇月二日 二三時	外城	前門外大街大蔣家胡 同口外路東の王天祿 膏藥鋪	水会が警報を聞き駆けつけ消火。	『申報』光緒一八 一〇/二四
一〇月一七日 二二時	外城	東珠市口の広隆蠟鋪	各水局鑼声警報は水夫を集め水龍で消火、 汎弁兵は隣居を拆毀し火路を断つ。	『申報』光緒一八 一一/五
十一月一日 午後	外城	五道廟前の靈丹堂菓 鋪	各水局は串鑼警報齊集、水夫が水龍で放水 し消火。	『申報』光緒一八 一一/二五
一二月八日 二〇時	内城	阜成門内大街馬一橋 東路の南双盛嫁妝鋪	各処汲桶が消火。	『申報』光緒一九 一〇/六
一月六日 夜	外城	宣武門外炸子橋の義 立永乾果	左近水局が串鑼警報を聞き水龍を運び消火、 地壇祭幸で前門東西と崇文門外の水局には 未連絡。	『申報』光緒一九 一一/二八
一月十五日 早朝	内城	宣武門大街車子營の 某席鋪の葦席失火	各水局中人が水龍で消火。	『申報』光緒一九 一一/一九
一月二二日 夜	城外	朝陽門外神路街の某 姓兄弟僑寓	武員弁が兵役を率いて消火、水局も加勢。	『申報』光緒一九 一二/一四
二月一日 夜	外城	前門外肉市以北の天 章醬園の厨房	各水局中人が水龍で消火、北順胡同の牆壁 を拆毀し火路を断つ。	『申報』光緒一九 一二/二三
三月四日 一一時	皇城	西安門内北偏菜園胡 同の関帝廟	汲桶水会が消火、各水会は牆屋を拆去し火 路を断つ。	『申報』光緒一九 一三/一〇
三月四日 二四時	外城	崇文門外南小市の某 箱鋪	各水会が消火、牆屋を拆去し火路を断つ。	『申報』光緒一九 一三/一〇
六月一六日 二二時	内城	崇文門内石大人胡同 口外の天成灰鋪	水会汲桶がはせ参じ消火。	『申報』光緒一九 一七/三二
一〇月七日 夕	内城	京師宣武門内兵部窪 石牌胡同路南の某甲 宅	新設の西安水会が消火。	『申報』光緒一九 一〇/二七

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

光緒二一〇 (二八九四)	一月一四日 一六時	内城	西四牌樓北護國寺西廊下の某姓廚房	警鐘四出で警報、官庁と水会の汲桶が消火。	『申報』光緒二〇 二一／八
光緒二〇 (二八九三)	二月一四日 二〇時	内城	地安門外旧鼓樓大街の某木廠	各庁汲桶と各水会が消火、牆壁を拆去し火路を断つ。鋪影を衙署に送交。	『申報』光緒二〇 三／一
光緒二〇 (二八九三)	二月二七日	内城	西直門内新街口の宝興香燭鋪	地方官庁と水会激桶が警報を聞き消火に赴く。	『申報』光緒二〇 三／九
光緒二〇 (二八九三)	三月一三日 二〇時	外城	前門外廊房三条胡同西紙巷路西の某顔料鋪	各水会が消火、牆屋を拆去し火路を断つ。	『申報』光緒二〇 三／二六
光緒二一 (二八九五)	九月一七日 夜	内城	前門内西交民巷の德興煙局堆房	各庁汲桶と各水会の水龍で消火。	『申報』光緒二〇 一〇／一四
光緒二一 (二八九五)	四月六日	外城	前門外香廠北上坡の巡緝頭目宅	衆水会が駆けつけ消火。	『直報』光緒二一 四／一四
光緒二一 (二八九五)	五月八日 二四時	城外	朝陽門外神道街地方の陳姓宅	地面水会が用水消火。	『直報』光緒二一 五／一五
光緒二一 (二八九五)	八月九日 二時	外城	崇文門外王広福斜街の妓館	五城水会が消火。	『申報』光緒二一 八／一九
光緒二一 (二八九五)	十一月一八日 二四時	内城	東四牌樓十字街西北隅の某水菸鋪	内城水会が消火。	『申報』光緒二一 一一／八
光緒二一 (二八九五)	十二月一日 二四時	内城	朝陽門内の南小街地方の某官僚宅	鳴鐘警報、地面兵丁が消火に駆けつける。	『直報』光緒二一 一二／七
光緒二一 (二八九六)	一月二日 早朝	内城	前門内中御河橋の某草鋪に爆竹が引火	該地面官庁弁兵が消火。	『直報』光緒二一 一／一
光緒二一 (二八九六)	一月五日 夕方	外城	宣武門外北極庵巷中の古樹	琉璃廠の安平水会が消火。	『申報』光緒二一 一／二四
	一月一四日 二〇時	内城	宣武門内興隆街東小東嶽廟胡同の某甲開設花砲作	官庁汲桶と水会水龍が消火。	『申報』光緒一九 一〇／二五
	一月二六日 一九時	内城	詹事府公署内大堂後空房	人役と地面官庁汲桶と水会の水龍で消火。	『申報』光緒一九 一二／一六

堀 地 明

一月一四日 九時	外城	前門外果子市の天成 果店	警鐘四出で警報、大柵欄の義善水会と普善・ 同善の水会が消火。	『申報』光緒三二 ／二／五
一月一六日 四時	外城	宣武門外永光寺街の 某宅	警鐘四出で警報、五城一〇余家の水会が消 火。	『申報』光緒三二 ／二／五
二月四日 九時	内城	東華門金魚胡同の某 尼菴	警鐘四出で警報、内城各水会が消火。	『申報』光緒三二 ／二／一七
二月四日 二〇時	内城	王府井大街の某鋪戸	水会中人が消火に活躍。	『申報』光緒三二 ／二／一七
二月二二日 二〇時	内城	戸部科房大火	官役兵丁と内城の崇正・東安・西安の各水 会、及び外城南里河の同義水会等五城内外 の二二の水会が消火。	『申報』光緒三二 ／三／三・四
四月二五日 一二時	内城	西四牌樓の福泰公雜 貨店	各水会の善紳が消火、三〇余間を焼失、鋪 主は歩軍統領衙門に送交。	『直報』光緒三二 ／五／五
四月二七日 二二時	内城	西單牌樓蜈蚣衛胡同 の吏部惠部郎宅第	東安・西安・崇正の各水会が消火。家人が 歩軍統領衙門に送交される。	『直報』光緒三二 ／五／五
五月二九日 二時	内城	東四牌樓四条胡同の 某雜貨鋪	遠近の各水会が消火。火元人は衙署に送交 される。	『直報』光緒三二 ／六／一〇
六月二三日	外城	崇文門外磁器口の広 興木廠	鳴鐘警報、義善・同善・普善・崇善・成善・ 平安・同仁・治平・与善が協力し、水龍 一〇数台で消火。	『直報』光緒三二 ／七／五
六月某日 二四時	内城	東四牌樓以北の杠房	四処警鐘で警報、各官庁の汲桶が雲のよう に集まり消火。	『申報』光緒三二 ／六／一六
九月二九日 一五時	内城	東四牌樓の隆福寺に 落雷	内城東北両路の水会が揃って消火、後門外 は同安水会が水龍で消火。	『申報』光緒三二 ／一〇／一四
一〇月七日 二四時	外城	崇文門外鍋圈胡同の 煙行経紀郭某家	水龍水車が消火。	『申報』光緒三二 ／一〇／二四
一〇月一二日 七時	皇城	紫禁城西華門外北長 街の某煙酒鋪	水会雲集、内城水会が先着、外城水会は後 着し消火。内外諸水会は紫禁城を通り抜け る。外城諸水会は長安門から、内城諸水会 は神武門より入城し、西華門外へ赴く。各 水会は入場時に城門の值班官員に名刺一枚 を渡し紫禁城内へ入る。	『申報』光緒三二 ／一〇／二四

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

光緒三三 年 (二八九七)	光緒三二 年 (二八九八)
一月五日 午後	一月二三日 一五時
外城	外城
崇文門外以南半里ほどの花市大街の某木桶舗	崇文門外東茶食胡同の某油酒店
水会の中人が用水消火。	各水会の激桶が知らせを聞き齊集し消火。
『申報』光緒三三 二一〇四	『申報』光緒三二 二二〇四
一月六日 夕	
外城	
崇文門外花兒市以北三条胡同の某山貨廠	
付近の水龍が知らせを聞き消火に駆けつけ火に奮闘。	
『申報』光緒三三 二一〇四	
二月一日 二〇時	
内城	
崇文門内東單牌樓以北石大人胡同外面の某油塩店	
内城水会が消火、外城水会も消火に赴こうとするが、城壁に阻まれて行けず。	
『申報』光緒三三 二一〇五	
五月一日 二二時	
外城	
前門外打磨廠吉隆店後院の某油紙局	
南城水会が消火に赴く。	
『申報』光緒三三 二一〇五	
五月五日 午後	
皇城	
東安門内南地子御葉房隣の官所	
歩軍統領と内城と外城の水会が消火。	
『申報』光緒三三 二一〇九	
一月二二日 午後	
外城	
前門外某糧食店歇車の屋内	
水会中人が水龍を用いて消火、焼けた家屋を拆去し火路を断つ。	
『申報』光緒三三 二一一〇	
一月二四日 二二時	
外城	
崇文門外磁器口迤南同聚染坊	
中城大柵欄の義善水会等が消火にあたる。	
『申報』光緒三三 二一一二	
一月二七日 二二時	
外城	
崇文門外以南二里ほど東半壁街の馱馬官圈廐長陳姓の家	
各水会が火警を聞いて消火に駆けつける。	
『申報』光緒三三 二一一三	
二月二七日	
外城	
前門外西荷包巷の某紙花舗	
西半城の諸水会は消火に赴こうとするが、すでに鎮火し行かず。	
『申報』光緒三三 二一一八	
一月一日	
内城	
崇文門内以東孝順胡同の某姓家	
南宮花市守備署の兵丁が消火。	
『申報』光緒三三 二一二七	
一月二八日 午後	
外城	
崇文門外上三巷稅深司署官店の草束	
内城水会が警報を聞き消火。	
『申報』光緒三三 二一二七	
二月一日 二二時	
内城	
西安門内の某粥舗	
『申報』光緒三三 二一二七	

堀 地 明

		光緒二五年 (一八九九)		
三月一日	内城	琉璃廠以西北柳巷の陳姓家	廠甸の安平水会人夫が消火	『申報』光緒二四 三/一三
閏三月三日	内城	西四牌樓後門外	水会中人が齊集し消火。	『申報』光緒二四 四/一八
六月二〇日	内城	阜成門内宮門口の某舖	内城水会の中人が消火。	『申報』光緒二四 七/一一
一〇月二四日	内城	前門内東交民巷の万億号李某の隣家	水会が消火。	『申報』光緒二四 一一/一〇
一〇月二五日	内城	前門内達子館の某甲家	各水会が消火。	『申報』光緒二四 一一/五
十一月二五日	外城	前門大街の永盛公洋	地面各庁弁兵は水会中人を集めて消火。	『申報』光緒二四 一二/五
二月一〇日	内城	阜成門内孟端胡同の王宅	各地方官が水龍に用水消火を命じる。	『申報』光緒二五 一/一七
一月五日	外城	前門大街石路東首の鮮魚棚子	付近の各水会が用水消火。	『申報』光緒二五 一/二七
一月九日	内城	崇文門内の宝興齊点心舖後房	水会の中人が消火。	『申報』光緒二五 二/一八
三月二七日	内城	刑部左侍郎宅	婚礼祝の爆竹が引火し火災、水会が駆けつけるがすでに全焼。	『申報』光緒二五 四/六
三月二八日	内城	欽天監	水会が消火にあたる。	『申報』光緒二五 四/六
三月二八日	内城	崇文門内東交民巷の某糧店後院	糧店後院の草束が燃え火災発生、水会がすぐに駆けつけ用水消火。	『申報』光緒二五 四/六
五月二〇日	内城	前門内西城根の東城	付近水会と歩軍統領堂官が消火。	『申報』光緒二五 六/一二
六月二四日	外城	宣武門外の鉄門巷内	警鐘で警報、水会が消火。	『申報』光緒二五 七/一〇
七月一日	外城	前門外糧食街の某姓乾果店儲貨房	各水会が消火。	『申報』光緒二五 七/一八

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

		光緒二六 (一九〇〇)		
八月八日 一時	外城	前門外糧食店街の義聚成乾果鋪	西北二城の水会が消火。	『申報』光緒二五 八／一三
八月一六日 夜	外城	宣武門外米市胡同内扁担胡同小巷の某宦家	水会が消火。	『申報』光緒二五 九／一六
九月中旬	外城	宣武門外琉璃廠以南八宝琉璃井左の書局	安平と三善の二水会が消火。	『申報』光緒二五 一〇／一六
一〇月一七日 三時	外城	前門外打磨廠新開路の某草料鋪	水会が消火。	『申報』光緒二五 一一／一一
一〇月三〇日 二二時	外城	琉璃廠以南八宝琉璃井小巷の貨房	三善水会が水車とともに駆けつけ消火。	『申報』光緒二五 一一／一四
一一月四日 一時	内城	兵部署内馬館の馬神廟殿	城内外水会が消火、特に虎坊橋東首の三善水会が活躍。官庁三軒を拆去し火路を斷つ。	『申報』光緒二五 一二／一一
一一月四日 午後	外城	前門外大柵欄の畔某鋪	兵部の消火にあたっていた城外各水会が外城に帰還し消火。	『申報』光緒二五 一二／一一
一一月一三日 二四時	内城	東長安門外の松聚木廠廠後屋	主に内城水会が消火、外城の三善も消火にあたる。	『申報』光緒二五 一二／一一
一二月二〇日 一九時	外城	前門外大柵欄の范德盛洋菜鋪廚屋	本街水会が消火。	『申報』光緒二六 一／一七
一月五日 二二時	外城	崇文門外花兒市左近の竈君廟後配房	付近の水会が消火。	『申報』光緒二六 二／一
二月一四日 八時	内城	崇文門内東交民巷の英商匯豐銀行三階の洋樓	歩軍統領衙門が駆けつけ、内城の崇正・西安・同安・三善の北局四家、外城の三善の老局と東分局・義善・公議・崇東の五家で消火。	『申報』光緒二六 二／一一
二月二二日 夜	外城	南城南橋灣左近の永泰茶館	南城水会の中人が駆けつけ消火。	『申報』光緒二六 三／七
四月三日 午後	外城	前門外以西五道廟前の草鋪	各水会が用水消火にあたるが、房屋一〇余を延焼。	『申報』光緒二六 四／一六
四月八日 一九時	内城	前門内西城根の広玉香局	水会の中人が消火。	『申報』光緒二六 四／二六

堀 地 明

光緒二七 (一九〇二)	光緒二八 (一九〇三)
四月一六日	四月二〇日
夕	早朝
外城	内城
崇文門外東曉市魯班廟前の徳源卓椅鋪	東四牌樓以南大街東首の元壇廟
水会中人が用水消火に駆けつける。	内城水会が消火。
『申報』光緒二六 四/二六	『申報』光緒二六 四/二七
五月二日	五月四日
内城	外城
宣武門外内西四牌樓の某糧食店	南の某草鋪積薪
坊保が鳴鑼警報、西安他の水会が駆けつけ消火、房屋一〇余間が焼失。	各水会が消火。
『申報』光緒二六 五/二五	『申報』光緒二六 五/一四
一月八日	一月二日
外城	外城
宣武門外琉璃廠二甸以西の某刻字鋪	前門外抄手胡同の龍海居
觀音寺水会が駆けつけ、ドイツ製の洋龍で用水消火。	ドイツの巡捕兵が駆けつけ、水会も消火に協力。
『申報』光緒二七 一/一二	『申報』光緒二七 一/一二
三月一三日	三月一三日
外城	外城
前門外小李紗帽胡同の某油鹽店	前門外小李紗帽胡同
ドイツ兵と水会が協力して消火。	ドイツ兵と水会が協力して消火。
『申報』光緒二七 三/二四	『申報』光緒二七 三/二四
四月一八日	四月一八日
皇城	皇城
紫禁城太和殿西の武英殿	紫禁城太和殿西の武英殿
落雷で発火、占領軍の洋人が水龍で消火。	落雷で発火、占領軍の洋人が水龍で消火。
『申報』光緒二七 四/一八	『申報』光緒二七 四/一八
八月九日	八月九日
外城	外城
前門外取灯胡同の同興堂飯莊	前門外取灯胡同の同興堂飯莊
煤油から発火、水会が来て激桶二〇余桶を並べ用水消火。	煤油から発火、水会が来て激桶二〇余桶を並べ用水消火。
『申報』光緒二七 八/二九	『申報』光緒二七 八/二九
一〇月二〇日	一〇月二〇日
外城	外城
前門外南大街の給孤寺	前門外南大街の給孤寺
柴草より発火、衆軍が消火にあたり、三善水会の中人も補助。	柴草より発火、衆軍が消火にあたり、三善水会の中人も補助。
『申報』光緒二七 一/一〇	『申報』光緒二七 一/一〇
一月二日	一月二日
外城	外城
崇文門外金台書院付近の某木廠	崇文門外金台書院付近の某木廠
各水龍が全力で消火。	各水龍が全力で消火。
『申報』光緒二七 一/二〇	『申報』光緒二七 一/二〇
一月六日	一月六日
外城	外城
前門外東小市の祥盛木廠	前門外東小市の祥盛木廠
水会が駆けつけ消火。	水会が駆けつけ消火。
『申報』光緒二七 一/二二	『申報』光緒二七 一/二二
二月一日	二月一日
外城	外城
前門外珠市口以南狗尾巴胡同の某客店	前門外珠市口以南狗尾巴胡同の某客店
水会中人が給水し用水消火。	水会中人が給水し用水消火。
『申報』光緒二八 一/八	『申報』光緒二八 一/八
一月五日	一月五日
外城	外城
李鉄拐斜街の万宝全錢店	李鉄拐斜街の万宝全錢店
水会中人が駆けつけて消火。	水会中人が駆けつけて消火。
『申報』光緒二八 一/一一	『申報』光緒二八 一/一一
一月二日	一月二日
外城	外城
前門外打磨廠の三山眼鏡鋪	前門外打磨廠の三山眼鏡鋪
水会の中人が消火。	水会の中人が消火。
『申報』光緒二八 一/二三	『申報』光緒二八 一/二三

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

		光緒一九〇三(二)		光緒一九〇二		光緒一九〇一		光緒一九〇〇		光緒一九九九	
三月一八日 二〇時	外城	前門外以南東珠市口 草市巷の某薬店	水会中人が消火し鎮火。	三月一八日 二〇時	外城	前門外以南東珠市口 草市巷の某薬店	水会中人が消火し鎮火。	三月一八日 二〇時	外城	前門外以南東珠市口 草市巷の某薬店	水会中人が消火し鎮火。
三月下旬	城外	德勝門外大街以西の 某家	隣人が消火にあたる。德安水会の中人も水 龍で消火。	三月下旬	城外	德勝門外大街以西の 某家	隣人が消火にあたる。德安水会の中人も水 龍で消火。	三月下旬	城外	德勝門外大街以西の 某家	隣人が消火にあたる。德安水会の中人も水 龍で消火。
四月一日 午後	内城	東四牌樓西大街の某 煙鋪	水会中人が消火にあたる。	四月一日 午後	内城	東四牌樓西大街の某 煙鋪	水会中人が消火にあたる。	四月一日 午後	内城	東四牌樓西大街の某 煙鋪	水会中人が消火にあたる。
四月二五日 夕	外城	前門外東珠市口の采 芝堂薬店	水会中人と弁兵が共同で消火。	四月二五日 夕	外城	前門外東珠市口の采 芝堂薬店	水会中人と弁兵が共同で消火。	四月二五日 夕	外城	前門外東珠市口の采 芝堂薬店	水会中人と弁兵が共同で消火。
四月二六日 一五時	内城	東交民巷の仏公使館 儲糧屋	各国兵が洋龍で吸水し消火、内城諸水会も 消火しようとするが拒否される。	四月二六日 一五時	内城	東交民巷の仏公使館 儲糧屋	各国兵が洋龍で吸水し消火、内城諸水会も 消火しようとするが拒否される。	四月二六日 一五時	内城	東交民巷の仏公使館 儲糧屋	各国兵が洋龍で吸水し消火、内城諸水会も 消火しようとするが拒否される。
七月一日 一五時	外城	宣武門外羊肉胡同の 笙德会馆	三善・与善・同善・成善・普善・義善の水 会中人が消火に駆けつける。	七月一日 一五時	外城	宣武門外羊肉胡同の 笙德会馆	三善・与善・同善・成善・普善・義善の水 会中人が消火に駆けつける。	七月一日 一五時	外城	宣武門外羊肉胡同の 笙德会馆	三善・与善・同善・成善・普善・義善の水 会中人が消火に駆けつける。
一〇月二五日 夜二四時	外城	宣武門外以西西草廠 胡同の某姓家	警信警報を聞いた各水会が救援に向かい用 水消火。	一〇月二五日 夜二四時	外城	宣武門外以西西草廠 胡同の某姓家	警信警報を聞いた各水会が救援に向かい用 水消火。	一〇月二五日 夜二四時	外城	宣武門外以西西草廠 胡同の某姓家	警信警報を聞いた各水会が救援に向かい用 水消火。
一〇月二八日 一九時	外城	宣武門外椿樹三巷の 某姓家披屋内	水会中人が消火にあたる。	一〇月二八日 一九時	外城	宣武門外椿樹三巷の 某姓家披屋内	水会中人が消火にあたる。	一〇月二八日 一九時	外城	宣武門外椿樹三巷の 某姓家披屋内	水会中人が消火にあたる。
二月四日 二四時	外城	前門外廊房頭巷の某 金店の修造房屋	水会中人が消火にあたる。	二月四日 二四時	外城	前門外廊房頭巷の某 金店の修造房屋	水会中人が消火にあたる。	二月四日 二四時	外城	前門外廊房頭巷の某 金店の修造房屋	水会中人が消火にあたる。
四月二二日 午後	外城	前門外以東草廠九条 胡同の大廈	水会が駆けつけて消火。	四月二二日 午後	外城	前門外以東草廠九条 胡同の大廈	水会が駆けつけて消火。	四月二二日 午後	外城	前門外以東草廠九条 胡同の大廈	水会が駆けつけて消火。
五月一四日 一七時	内城	前門内の戸部	東四牌樓の永濟と前門外の三善・同善の水 会が洋水龍を用いて効果的に消火。	五月一四日 一七時	内城	前門内の戸部	東四牌樓の永濟と前門外の三善・同善の水 会が洋水龍を用いて効果的に消火。	五月一四日 一七時	内城	前門内の戸部	東四牌樓の永濟と前門外の三善・同善の水 会が洋水龍を用いて効果的に消火。
閏五月一四日 午後	皇城	景山高大殿	值班の官員が内城水会を呼び入れて消火。	閏五月一四日 午後	皇城	景山高大殿	值班の官員が内城水会を呼び入れて消火。	閏五月一四日 午後	皇城	景山高大殿	值班の官員が内城水会を呼び入れて消火。
閏五月二六日 一時	外城	前門外施家胡同の義 善等票号鋪夥一〇〇 間	落雷が引火、水会中人が消火するが、翌朝 七時頃によく鎮火。	閏五月二六日 一時	外城	前門外施家胡同の義 善等票号鋪夥一〇〇 間	落雷が引火、水会中人が消火するが、翌朝 七時頃によく鎮火。	閏五月二六日 一時	外城	前門外施家胡同の義 善等票号鋪夥一〇〇 間	落雷が引火、水会中人が消火するが、翌朝 七時頃によく鎮火。
六月二一日 七時	外城	宣武門外虎坊橋西中 州会馆隣の木桶鋪	水会中人が用水消火。	六月二一日 七時	外城	宣武門外虎坊橋西中 州会馆隣の木桶鋪	水会中人が用水消火。	六月二一日 七時	外城	宣武門外虎坊橋西中 州会馆隣の木桶鋪	水会中人が用水消火。
七月三日 二三時	外城	前門大柵欄の大観楼 東慶雲楼香燭店	水会が消火。	七月三日 二三時	外城	前門大柵欄の大観楼 東慶雲楼香燭店	水会が消火。	七月三日 二三時	外城	前門大柵欄の大観楼 東慶雲楼香燭店	水会が消火。

堀 地 明

光緒三〇 年 (一九〇四)	七月一日 早朝	外城	前門以東草廠胡同六巷の某姓家	水会中人が消火。	『申報』光緒三〇 八/一七
光緒三〇 年 (一九〇四)	二月一日 一時	外城	前門外西河沿の宝豊金店	水会が消火。	『申報』光緒三〇 二/一三
光緒三〇 年 (一九〇四)	二月六日 午後	外城	虎坊橋以西福州會館隣の餅肆後院	水会中人が消火。	『申報』光緒三〇 三/九
光緒三〇 年 (一九〇四)	二月六日 二四時	内城	内城東四牌樓前の大院某鋪	水会中人が消火。	『申報』光緒三〇 二/九
光緒三〇 年 (一九〇四)	五月二六日 一〇時	外城	宣武門外椿樹三条胡同路北の長沙會館	琉璃廠の安平水会が駆けつけ消火。	『大公報』光緒 三〇/五/二九
光緒三〇 年 (一九〇四)	七月二六日 夜半	外城	前門外觀音寺の澡堂	各路水会が消火に行く。	『大公報』光緒 三〇/七/三〇
光緒三一 年 (一九〇五)	二月一六日 夜	外城	前門外琉璃廠廠甸土地祠後院の裱画作	水龍が消火し、隣居に延焼せず。	『申報』光緒三一 三/四
光緒三一 年 (一九〇五)	二月一七日 一九時	外城	前門外廊房頭首条の農工商部陳列所	水会と消防隊が消火するが、樓が高く頂ま で放水できず。	『申報』光緒三四 二/二六
光緒三一 年 (一九〇五)	七月一四日	外城	護国寺胡同西口四路	周辺は房屋を拆去し延焼防止、水会の激桶 が用水消火。	『大公報』光緒 三一/七/九
光緒三一 年 (一九〇六)	四月四日 夕	内城	南新倉	消防隊が消火にあたり、他の倉に延焼せず。	『大公報』光緒 三一/四/八
光緒三一 年 (一九〇六)	一〇月二二日 一二時	外城	下斜街農工商部時宅	外城巡警總庁庁丞が巡官・長警巡官・長警 を率い水龍を用いて消火。	『大典』二七四九
光緒三一 年 (一九〇七)	四月四日 一七時	外城	右分庁第五区校場三条の万宅	電票で報火、外城巡警總庁が官員巡官・長 警を率いて火事場へ、右分庁の知事・課長 ・馬巡隊・消防隊と水会が協力して消火。	『大典』二七六四
光緒三一 年 (一九〇七)	四月四日 一八時	外城	左分庁第一区羊尾巴胡同の万安客棧	火警を電告、外城巡警總庁が巡官・長警が 火事場へ、左分庁と付近各区の官警と消防 隊、及び水会が共同消火。客棧の火夫を分 庁へ連行し聴取。	『大典』二七六四

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

		光緒三四 (二九〇八) 年		
五月三日 二〇時	内城	大隆護国寺内	滿洲副尉が司員・兩翼尉・激桶処官兵と民政部各庁官員巡警を率い、各城水会紳士とともに消火。	『大典』二七六八
五月五日 〇時	外城	左分庁五区上頭条胡同路南門牌二一一号の馮宅	巡警総庁が巡官・長警率いて現場へ、左分庁の知事・課長・課員・付近各区区長と水会が共同消火。	『大典』二七六八
八月七日 一五時	外城	右分庁第五区菜市口以西門牌一九八九九号の万茂茶葉鋪	外城巡警総庁・左右分庁の各員・巡官・長警が拆房し火路を断ち、消防隊と水会が共同消火。	『大典』二七七二
二月一六日 一九時	外城	前門外廊房頭首善第一茶樓	京師各水会と消防隊一〇〇余人で消火。	『申報』光緒三四 二二〇二七・ 二八
二月二〇日 三時	外城	宣武門外の湘学堂	消防隊と長兵が消火。	『大典』二七八三
二月二〇日 二〇時	内城	雍和宮	消防隊と同安水会・永濟水会、及び各庁区左右翼槍隊等が駆けつけ消火。	『申報』光緒三四 二二〇一
二月二一日 一八時	外城	右分庁一区煤市街東門牌一三六七七号の大新点心鋪	外城巡警総庁右分庁第一区の巡官と長警が火事場へ、左右分庁区各員と水会・消防隊が共同消火。	『大典』二七八四
二月二三日 二〇時	外城	左分庁第一区大蔣家胡同門牌第一〇三八五号の公興紙店	外城巡警総庁左分庁が巡官と長警を率いて火事場へ、左右分庁区各員と水会・消防隊が共同消火。	『大典』二七八四
二月二六日 二〇時	内城	地安門外什刹海西河沿の恭王府馬圈	消防隊が消火にあたる。	『大典』二七八四
二月二九日 一一時	内城	兵部洼天聚永絨線鋪	消防隊と内城巡警総庁右分庁の長兵が消火。	『大典』二七八五
三月二日 一一時	内城	東四牌樓榮和茶鋪	什景花園消防分遣隊と長兵が消火。	『大典』二七八五
三月二日 二〇時	外城	左分庁第二区喜鵲門牌第八三〇二号の同興徳油紙鋪	外城巡警総庁左分庁第二区の巡官と長警が火事場へ、左右分庁区各員と水会・消防隊が共同消火。	『大典』二七八五

堀 地 明

宣統一 (一九〇九) 年	三月三日 一時	内城	西堂子胡同外路西徳 義卓椅鋪	什景花園消防分遣隊と長兵が消火。	『大典』二七八五
	三月八日 二二時	内城	右分庁兵部注横街路 東の和順永塩店	消防隊と長兵が消火。	『大典』二七八六
	四月一六日 九時	外城	右分庁第二区觀音寺 内門牌第一五七二八 号の聚隆席棚鋪	外城巡警総庁右分庁第二区が房屋を拆去、 火路を遮断し水龍で消火、左右分庁・同善 ・普善の水会も消火。	『大典』二七八七
	四月二二日 五時	外城	右分庁第一区西珠市 口路南門牌第一八六 六八号の誠順草鋪	外城巡警総庁右分庁第一区が巡官と長警を 率いて火事場へ、左右分庁区各員と水会が 共同消火。	『大典』二七八九
	五月一日 一時	外城	右分庁一区煤市街悦 賓樓飯館	外城巡警総庁右分庁第一区が巡官と長警を 率いて火事場へ、左右分庁区各員と水会が 共同消火。	『大典』二七八九
	五月四日 二二時	外城	右分庁第四区果子巷 内羊肉胡同門牌第 二四四一六号の雷宅	外城巡警総庁右分庁第四区が巡官と長警を 率いて火事場へ、長警は拆断火路、左右分 庁区各員と水会が共同消火。	『大典』二七九〇
	五月八日 二一時	内城	左分庁第五区後池地 方門牌第三九九九二 号の丹鳳火柴公司	外城巡警総庁左分庁第五区が巡官と長警を 率いて火事場へ、水会の到着が遅れ、長警 は該区の公立水龍で消火。	『大典』二七九〇
	五月九日 一四時	城外	万寿山以北の北安河 橋西街路北隆聚永雜 糧店	駐湖隊長が消防隊を率いて消火。	『大典』二七九〇
	五月二〇日 二〇時	内城	雍和宮	内城巡警総庁左分庁が消防隊に電知、消防 隊と警官で消火。	『大典』二七九一
	八月二七日 一時	内城	右分庁第四区西直門 内横橋路南興隆紙店	内城巡警総庁右分庁第四区より電告、消防 隊が駆けつけ消火。	『大典』二七九四
	一二月一七日 五時	内城	左分庁第五区真武廟 天佑木廠	内城巡警総庁左分庁第二区が巡官・長警を 率い、また自治水龍(水会)を帯同し消火。	『大典』二八〇一
	閏二月二日 二〇時	内城	太僕寺街路南裕泰糧 店堆房	内城巡警総庁右分庁一区から消防隊に通報、 消防隊が消火。	『大典』二八一二
閏二月二五日 七時	外城	右五区粉房琉璃街の 永義和蠟燭芯鋪	外城巡警右五区が巡官・長警を率いて火事 場へ、水会と共同消火。	『大典』二八一三	

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

		宣統二 (一九一〇)年		
閏二月二十五日 一三時	外城	左二区閻王廟前街明 教寺	外城巡警總庁左二区が巡官・長警を率いて 火事場へ、水会と共同消火。	『大典』二八一三
閏二月二十七日 四時	内城	東四牌樓五条胡同同 中間路南の義聚興油 店	消防隊と宏興寺分遣所の長兵が消火。	『大典』二八一三
閏二月二十八日 一七時	外城	右二区驛馬市大街和 盛當舖	外城巡警總庁が官警を率いて消火にあたる。 水会も駆けつけ共同消火。	『大典』二八一三
三月四日 一四時	外城	左三区大石橋の恒發 車店	外城巡警總庁左三区が巡官と長警を率い、 自治水龍(水会)を帯同し共同消火。	『大典』二八一四
三月十九日 一時	外城	左二区花市大街の瑞 昇恒帶子局	外城巡警總庁左二区が巡官・長警を率い現 場へ、水会と共同消火。	『大典』二八一五
六月一八日 六二時	内城	東四牌樓以南報房胡 同路北の日昇煙鋪	消防公所駐宏興寺分遣隊と東直門大街分遣 隊が消火。	『大典』二八一〇
一月一日 二時	外城	前門外珠市路の東 裕興爐房	消防公所長と煤市街消防分遣隊が消火。	『大典』二八三〇
一月二一日 一時	外城	前門外湿井胡同路北 の北祥記茶店	消防公所長と煤市街消防分遣隊が消火。	『大典』二八三二
三月一〇日 二四時	外城	崇文門外花兒市東口 路南門牌九〇号の元 泰茶鋪	外城巡警庁左二区の巡官と長官・消防隊・ 各水会が消火。	『大典』二八三五
三月二二日 二一時	外城	広安門大街河東會館	煤市街消防分遣隊の長兵が消火。	『大典』二八三五
三月二二日 二二時	内城	東四牌樓六条胡同東 口外地方	東直門消防分遣隊と消防公所備防兵が消火。	『大典』二八三六
三月二二日 二四時	外城	左三区中四条門牌 一二号義和水花局	外城巡警總庁左三区と消防隊、及び水会で 消火。	『大典』二八三五
三月一五日 一九時	内城	東單牌樓以北天興茶 店	東直門大街消防分遣隊が消火。	『大典』二八三五
三月一八日 三時	内城	鼓樓東宝鈔胡同南口 外路北の増和油塩糧 店	消防公所と東直門消防分遣隊が消火。	『大典』二八三六

堀 地 明

		宣統三 (一九一三) 年		
三月二〇日 二二時	内城	東四牌樓六条胡同東口外地方	消防公所と東直門消防分遣隊が消火。	『大典』二八三六
六月二四日 三時	内城	左二区崇文門大街西門牌一〇七号の義興誠青線鋪	外城巡警總庁の巡官長警・消防馬巡隊・各水会が共同消火。	『大典』二八四一
六月二六日 二二時	外城	右二区広安門大街北線閣南口外門牌三〇一号の聚慶長乾果店	外城巡警總庁の巡警と長官・消防隊・水会が共同消火。	『大典』二八四一
六月二八日 二四時	内城	西四牌樓以北新街口路西の正大茶店	消防公所と東直門大街消防分遣隊が消火。	『大典』二八四一
一〇月一九日 二時	外城	前門外東珠市口の魁盛号蠟鋪	煤市街消防分遣隊が火災発見、消防隊が自来水から取水し激桶で消火。	『大典』二八四八
一〇月二八日 三時	内城	西单牌樓以南油房胡同路東の申泰木廠	消防公所と外城消防分遣隊が消火。	『大典』二八四八
十一月二六日 一一時	内城	西单牌樓旧刑部街以西路北の海軍部譚宅	消防公所長兵が消火。	『大典』二八四九
三月一日 二時	外城	左二区界内平楽園大順糧店堆房	各水会・消防隊が消火。	『大典』二八五九
四月二日 〇時	城外	紙荘堆房	外城巡警總庁の巡官と長警が消火。	『大典』二八六九
四月一四日 五時	外城	巡警右一区内東北園地方の京都日報館	外城巡警總庁の巡官と長警が消防隊・水会に電知し消火にあたる。	『大典』二八六九
閏六月二〇日 五時	外城	八角琉璃井路南の憲報印刷品	外城消防分隊が自来水龍で用水消火。	『大典』二八七六
七月七日 一四時	外城	前門外鮮魚口内抄手胡同路東の閑閉した惠興樓飯鋪	甘井胡同消防分遣隊が電報、同隊と河泊消防分遣隊が消火、自来水より取水。	『大典』二八七七
九月一〇日 一五時	内城	東四牌樓以北芝麻胡同路北の静寧寺	長兵が消防器具を運搬、灯市口消防分遣隊が自来水龍頭をつなげ激桶を設置して用水消火。	『大典』二八八三

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

九月一七日 一二時	内城	吏部の内閣叙官局	灯市口消防分遣隊と外城消防分遣隊に電伝、西四牌樓広濟寺消防分遣隊も消火に駆けつける。	『大典』二八八五
九月二一日 一九時	内城	東四牌樓弓箭大院内路南の徳興揮子鋪	灯市口消防分遣隊が出勤、自来水より激桶に取水し消火。	『大典』二八八六
九月二六日 二一時	内城	崇文門内趙堂子胡同の住戸胡姓宅	灯市口消防分遣隊が自来水より激桶に取水し消火。	『大典』二八八六
十一月二六日 二時	外城	前門東珠市口大蔣家胡同の双土地廟	甘井胡同消防分遣隊が出勤、自来水より唧筒に取水し消火。	『大典』二八八一

内〇九二五一一〇〇一は内閣大庫檔案の登録号、〇三で始まるものは中国第一歴史檔案館編蔵、軍機処全宗録副奏摺の檔号、故〇一五八七二は国立故宫博物院蔵の軍機処奏摺録副の文献編号、『大典』二七八三は『中国火災大典』の頁数、同書所収の民政部檔案による。

註

- (1) 堀地明「明末福建諸都市の火災と防火行政」(『東洋学報』七七―一二、一九九五)。
- (2) 高嶋航「水龍会の誕生」(『東洋史研究』五六―二、一九九七)。天津の火会については、吉澤誠一郎『天津の近代』(名古屋大学出版会、二〇〇二)第二章「火会と天津教案」、上海の救火会については、小浜正子『近代上海の公共性と国家』(研文出版出版、二〇〇〇)第三章「救火会」参照。
- (3) 周允基・劉鳳雲「清代的消防組織与救火工具」(『故宫博物院院刊』二〇〇二―一六)。
- (4) 鄒怡「清代城市社会公共事业的運作」(『清史研究』二〇〇三―四)。
- (5) 張家玉・劉正剛「晚清火災及防御器制探討」(『安徽史学』二〇〇五―三)。

- (6) 侯宣傑「清代広西城区消防事業考論」(『河池学院学报』二九一六、二〇〇九)。
 - (7) 邱仲麟「明代北京の火災与消防」(『淡江史学』五、一九九三)。
 - (8) 劉宝健「紫禁城内清代防火設施」(中国紫禁城学会編『中国紫禁城学会論文集』二、紫禁城出版社、二〇〇一)。
 - (9) 紀天斌主編『故宮消防』(紫禁城出版社、二〇〇五) 史事録要、第一章「明代時期」、第二章「清代時期」、ともに金玉琢の執筆。
 - (10) 王銘珍「明清皇宮火災概述」(『紫禁城学会論文集』五下、紫禁城出版社、二〇〇七)。
 - (11) 倉持徳一郎「北京の五城、特に清の五城十坊」(日本大学史学会頌寿記念論文集刊行委員会『石田・和田・龍・山中四先生頌寿記念史学論文集』、一九六二)。
 - (12) 吳建雍「清代北京外城管理制度」(『首都博物館叢刊』一六、二〇〇二)。
 - (13) 歩軍統領衙門の研究については、渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」(立教史学会『史苑』四一—一、一九八一)、『Alison Dray-Nowey, Spatial Order and Police in Imperial Beijing, *The Journal of Asian Studies* 52: 41993 韓光輝『従幽都会到中華国都』(商務印書館、二〇一一) 第二章「清代北京城市郊区行政界線の確定」、北山勝次『歩軍統領小史』(北九州中国書店、二〇一三) 参照。
 - (14) 光緒『大清会典事例』卷六二二、兵部、八旗処分則例、救火。
 - (15) 光緒『大清会典事例』卷一〇三六、都察院、五城、救火。
 - (16) 光緒『大清会典事例』卷六二二、兵部、八旗処分則例、救火。
 - (17) 中国第一歴史檔案館蔵、軍機処全宗、録副奏摺〇三一〇二八三—〇三二、徳爾敏四格、乾隆一八年九月四日。
- 〇三で始まる史料は、中国第一歴史檔案館が架蔵する軍機処全宗の録副奏摺であり、以下では架蔵機関と全宗

清代北京の官治消防と火災消火活動年表

名・文書種類は省略する。

- (18) 中央研究院歴史語言研究所蔵、内閣大庫檔案〇二二六〇九一〇〇一、また『明清檔案』A二二八一—一〇六、歩軍統領福隆安、乾隆四一年一二月六日、奏副。
- (19) 国立故宫博物院蔵、軍機処奏摺録副〇三〇一七三、英廉、乾隆四六年三月二十七日。
- (20) 国立故宫博物院蔵、軍機処奏摺録副〇四三一五五、綿恩、乾隆五五年三月十九日。
- (21) 〇三一〇二八四—〇一八、巡視中城給事中立柱、乾隆二二年一二月三日。
- (22) 〇三一〇二八五—〇五七、巡視中城監察御史丰盛額、乾隆三八年四月一〇日。
- (23) 〇三一〇二八五—〇五八、巡視南城給事中圖薩布、乾隆三八年四月一〇日。
- (24) 〇三一〇二八五—〇二八、巡視中城御史図翰・巡視中城兵科給事中楊昭、嘉慶二一年一二月一四日。
- (25) 〇三一〇二六一—〇四九、中城御史覺羅明奎・孫善宝、道光一一年一〇月一四日。
- (26) 康熙『大清會典』卷一二三、刑部一五、失火。
- (27) 『世宗実録』卷七三、雍正六年正月辛酉、諭内閣。
- (28) 〇三一〇二八〇—〇三〇、兵科給事中吳元安、乾隆六年一月一二日。中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』(中国檔案出版社、一九九八) 第一輯一六八〇(文献序数)、乾隆六年正月一二日内閣奉上諭。
- (29) 『高宗実録』卷二三四、乾隆六年正月戊寅、吳安元奏。
- (30) 〇三一〇二八一—〇五五、巡視中城工科給事中扎克丹・掌貴州道監察御史雷以誠等、道光二三年一二月二四日。
- (31) 一九四四年二月蔡恂序『北京警察沿革紀要』一—五頁。
- (32) 警務學堂と川島浪速に関しては、下記を参照した。弘谷多喜夫「北京警務學堂と川島浪速」(『国立教育研究所紀要』一一五、一九八八)、中見立夫「川島浪速と北京警務學堂・高等巡警學堂」(『近くに在りて』三九、

二〇〇一)、趙軍「川島浪速と清末警察制度の樹立」(『千葉商大紀要』三九―三、二〇〇一)、肖朗・施崢「日本教習与京師警務学堂」(『近代史研究』二〇〇四―五)、王宇(翻訳後藤裕也)「辛亥前後の中日政治における人生の邂逅」(関西大学文化交渉学教育研究拠点「近代世界の「言説」と「意象」」二〇一二)。これらの研究で、消防隊に僅かながら言及するのは趙軍と肖朗・施崢であり、日本語史料の存在は教示を受けた。

(33) 『北京警察沿革紀要』三〇頁、第二章附属機関之興廢、消防隊、吳廷燮纂『北京市志稿』民生志(北京燕山出版社、一九九八)五三三頁、卷二警察四、消防隊。

(34) 江衛社「清末警務学堂消防隊」(『北京人民警察学院学报』二〇〇七年三月第二期)。

(35) 『大公報』光緒三三年四月二四日、時事、消防隊定期挪移。

(36) 光緒二九年の創設から光緒三〇年までの記述は、清国駐屯司令部『北京誌』(博文堂、一九〇八)三八一―三八六頁、消防警察、二消防隊による。日本式の軍隊組織としたのは、黒龍会『東亜先覚志士列伝』中(黒龍会出版部、一九三三、『明治百年史叢書』第二三卷、原書房、一九七四)二八六頁、「一五、北京警務学堂を中心として」(川島浪速の伝記)による。

(37) 中国第一歴史檔案館蔵、民政部檔案二二―〇五四三―〇〇三四、協宮統帶官于秉良、光緒三三年四月二〇日、二二―〇二九二―〇〇四五、消防公所、光緒三三年四月二〇日、二二―〇二九二―〇〇四六、消防隊、光緒三三年四月。二二で始まる史料は、中国第一歴史檔案館が架蔵する民政部檔案であり、以下では架蔵機関と全宗名は省略する。

(38) 二二―〇五四三―〇一九四、消防公所、宣統二年九月一七日、『消防彙編』一九二〇年二月、京師警察庁消防処長序言。

(39) 『大公報』宣統三年一〇月八日、資政院之左右為難。

- (40) 二二一〇一〇九三、消防公所、宣統三年二月二日。二二一〇五四三―〇二四五、消防公所火災報告表、宣統三年一〇月二二日。
- (41) 『政府公報』第二九期二四頁、交通部通告、一九一六年八月二日、京師警察庁警鐘台長警服章程第二條。
- (42) 中国第一歴史檔案館蔵、巡警部檔案一五〇一―三、光緒三二年八月、咨呈、奏底。
- (43) 巡警部檔案一―三、隊員履歷冊、文書に題目なく、筆者による仮称。
- (44) 光緒『大清會典事例』卷二一六四、步軍統領九、營制三、拔補兵丁、道光三二年奏准。
- (45) 光緒『大清會典事例』卷六一二、兵部七一、八旗処分例九、夜禁、咸豐二一年奏准。
- (46) 二二一〇八六〇―〇〇四、高等巡警学堂爲申請事、光緒三三年三月二日。近代日中關係研究会編集近代日中關係史料第Ⅱ集、南里知樹『中国政府雇用の日本人』（龍溪書舎、一九七六）「資料一 中国政府備聘日本人名表（一九〇三―一九一一）」七―八頁。染川豊彦の着任と離任の時期は、前掲弘谷多喜夫「北京警務学堂と川島浪速」九七頁と一〇一頁による。
- (47) 以上の記述は、『二十世紀上半葉北京警察警務檔案文獻選編』（二〇〇七年序、出版社不明）上編清代部分第五冊、六四九―六五六頁、四一―〇〇二、巡警部（一五〇一）卷一八九、光緒三二年消防隊幫統官英普擬請關於擴充消防暫定章則的稟文による。
- (48) 『大公報』光緒三二年九月二六日、時事、北京、設消防隊辦法。
- (49) 二二一〇五四二―〇〇四、消防公所、光緒三三年二月一八日。
- (50) 二二一〇五四二―〇〇五、消防公所、光緒三四年二月二六日。本史料を内城消防隊の増員と判断したのは次註の史料の記述による。
- (51) 二二一〇五四二―〇〇四、外城巡警庁候補九品警官于芝瑞、光緒三四年二月二七日。

- (52) 『大公報』光緒三十四年二月二日、時事、北京。
- (53) 二一〇五四二〇〇一七、消防公所、宣統元年七月二十九日。
- (54) 花園什錦胡同は二一一〇二九二一〇〇一二、消防公所、光緒三十三年四月六日に、煤市街は二一一〇五四二一〇〇一五、宣統元年七月九日、消防公所による。
- (55) 巡警部檔案一五〇一一二八三、消防隊、光緒三十二年三月八日～八月。
- (56) 巡警部檔案一五〇一一二八三、光緒三十二年八月八日、統帶官于秉良・幫統官英普。
- (57) 巡警部檔案一五〇一一二八三、光緒三十二年九月一七日、消防隊。
- (58) 二一一〇五四三〇〇三七、消防公所、光緒三十三年四月一日。
- (59) 消防公所火災報告表は民政部檔案二一〇五四三に分類されている。また、巡警部檔案中にも消防公所火災報告表と消防公所日報表がある。両部の火災報告表は重複する部分があるようであるが、詳細は不明である。
- (60) 巡警部檔案一一二、消防公所火災報告表、光緒三十四年三月一〇日 大柵欄路東陸軍部主事慶雲失火。
- (61) 巡警部檔案一一二、消防公所日報表、宣統元年三月二〇日。
- (62) 『北京警察沿革紀要』三〇頁。
- (63) 本稿は北京における巡警について網羅的に論じるものではない。吉澤誠一郎『天津の近代』第五章「巡警創設と行政の変容」は天津の巡警の創設と都市社会での機能について論じており、これを基礎とした清末北京の巡警研究の必要を痛感する。北洋政府期の京師警察庁については、丁芮『管理北京・北洋政府時期京師警察庁研究』(山西人民出版社・山西經濟出版社、二〇一三) 参照。
- (64) 二二一〇一九四一〇〇〇三、呈内外城巡警總庁章程、光緒三十三年二月。
- (65) 国立国会図書館蔵、北京警務学堂初等科警察法講義録『稽查戸口規則』(順天時報社刊行、清季)、第七章巡捕

救火規矩。

(66) 『中国火災大典』六〇八六頁、北京照会各国公使、民政部檔案全宗第三五二、外城巡警庁七品警官林襄、光緒三四年二月二十六日。

(67) 二一〇五四三一〇〇八八、外城巡警總庁、光緒三十三年八月二十七日、〇二一〇五四三一〇〇八九、光緒三十三年八月二十七日、堂批。火場救護規則の条文は二一〇五四三一〇〇六二、光緒三十三年二月二十九日による。宣統年間刊『大清法規大全』（宏業書局、一九七二、台北）第二冊一〇一〜一〇一二頁、民政部卷三巡警、消防彈圧指揮規則、また『申報』宣統元年七月一日、内城巡警總庁擬定各項規則續、消防彈圧指揮規則は全一〇条は火場救護規則の簡易版とも言うべきものである。

(68) 『北京誌』三六〇〜三六一頁。

本稿はJSPS科研費一八H〇〇七〇の資助による研究成果の一部である。